

第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 案

目次

第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 案	1	(4) 二酸化炭素削減量および森林吸収量	15
目次	2	(5) まとめ	15
第1章 計画の基本的事項	3	5. カーボンニュートラルの実現に向けた方針および施策	16
1. 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について	3	第5章 気候変動適応策	39
2. 計画の位置づけ	3	1. 気候変動適応策とは	39
3. 計画の対象地域、対象とする温室効果ガス	3	2. 影響に対する適応策	39
4. 計画の期間	4	第6章 計画推進のしくみ	44
第2章 計画策定の背景	5	1. 計画の推進・進行管理組織	44
1. 地球温暖化と温室効果ガス	5	2. 環境指標および目標	45
2. 気候変動の緩和と適応	5	資料編	●
3. 本市のこれまでの取組	6	1. 計画策定体制と策定経過	●
4. 地球温暖化対策等の動向	7	2. 関係条例・要綱等	●
第3章 青梅市の現状	8	3. 用語解説	●
1. 気象	8		
2. エネルギー消費量	9		
3. 再生可能エネルギーの導入量と導入ポテンシャル	9		
4. 温室効果ガス排出量の現状	10		
(1) 全体	10		
(2) 二酸化炭素の排出量	10		
第4章 気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～	11		
1. 気候変動の緩和策とは	11		
2. 二酸化炭素排出量削減目標	11		
3. 目標達成に向けた考え方	11		
4. 温室効果ガス排出量の将来推計	12		
(1) 現状維持ケース（BAU※）の二酸化炭素排出量	12		
(2) 削減対策後の二酸化炭素排出量	12		
(3) 再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量	13		

第1章 計画の基本的事項

1. 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

本市は、「青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「前計画」という。）を、2015（平成27）年3月に策定した「第2次青梅市環境基本計画」の「重点アクション1」として位置づけ、本市の温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象に、排出量の削減に向け様々な施策・対策を進めてきました。

前計画の策定から10年が経過し、その間に国による2050年カーボンニュートラル宣言（2020年）、気候変動適応計画の閣議決定（2021年）など、地球温暖化対策には様々な動きがありました。

「第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、前計画策定後の国内外の地球温暖化対策に関する動向をふまえ、今後10年間の地球温暖化対策実行計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

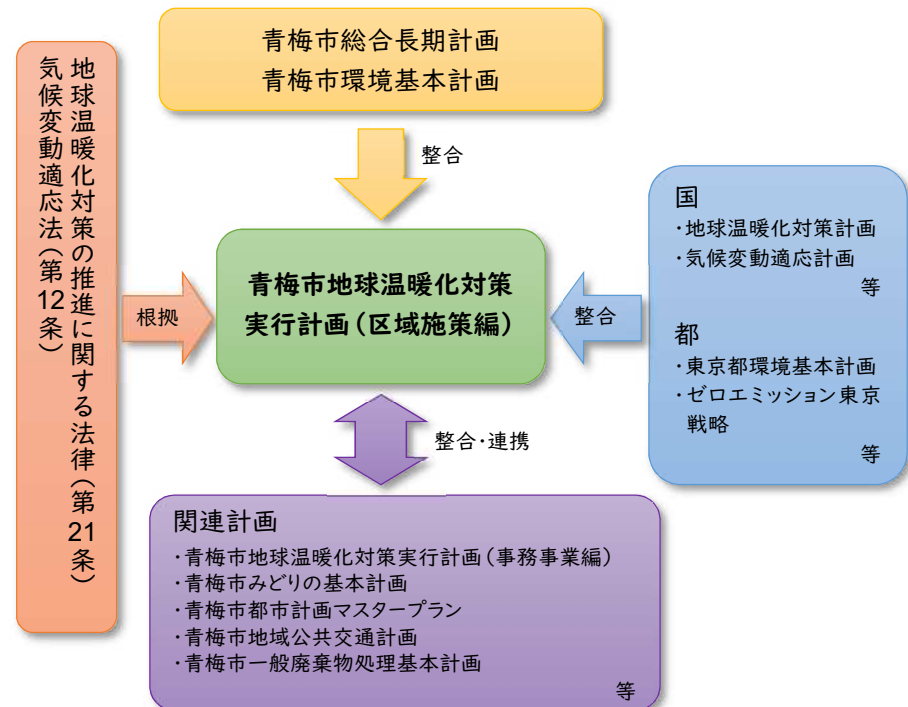
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条にもとづく地方公共団体実行計画で、国が示した地球温暖化対策などを踏まえ、本市の自然環境や経済・社会的条件に応じて、地球温暖化対策を推進するための総合的な計画です。

また本計画は、気候変動適応法第12条にもとづく地域気候変動適応計画を包含し、気候変動の緩和と適応（次章参照）により地球温暖化対策を行います。

上位計画である青梅市総合長期計画、青梅市環境基本計画や、その他関連計画、また国や都の計画との整合・連携を図り、温室効果ガス排出量削減目標達成に向け、施策の展開を図ります。

3. 計画の対象地域、対象とする温室効果ガス

本計画は、青梅市全域を対象とします。また、市の温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象とし、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出のほか、廃棄物の焼却等による二酸化炭素排出について、削減のための施策・対策を定めます。



計画の位置づけ

4. 計画の期間

本計画の期間は、第3次青梅市環境基本計画と同様に、2025（令和7）年度を初年度として、2034（令和16）年度までの10年間で計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画は、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、目標年を2030（令和12）年度および2050（令和32）年度としています。

環境面から
推進

地球温暖化
対策の実行

	年度									
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
青梅市総合 長期計画	第7次計画/2023年度から10年間								次期計画	
第3次 青梅市環境 基本計画	2025年度から10年間									
本計画	2025年度から10年間									

第2章 計画策定の背景

1. 地球温暖化と温室効果ガス

地球の気温は、太陽から地球に届いたエネルギーと、地球から宇宙に放出される熱の量により決定します。

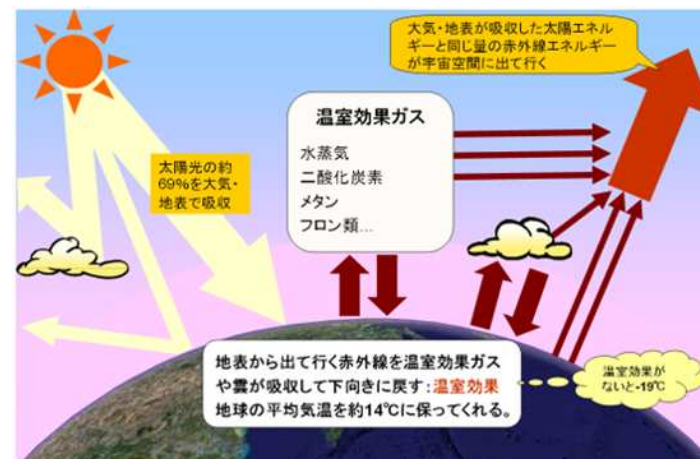
温室効果ガスが存在しない場合は、物理計算の結果から、地球の平均気温は-19℃にとどまると考えられています。しかし、実際には温室効果ガスの存在により、地球の平均気温は約14℃程度に保たれています。

経済・産業活動の発展に伴い、大気中に二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスが大量に放出されてきました。大気中の温室効果ガスの濃度の上昇は、大気による熱の吸収量の増加につながり、地球の気温の上昇、すなわち地球温暖化が進み、私たちの暮らしに様々な悪影響を及ぼしています。

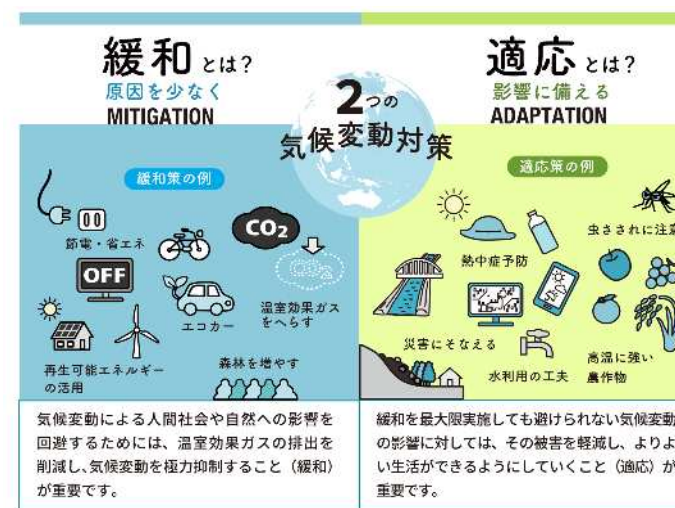
このため、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

2. 気候変動の緩和と適応

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、温暖化に伴う気候の変化に対し自然生態系や社会・経済システムを調整することにより悪影響を軽減する（または気候の変化の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があり、それぞれの施策や取組を「気候変動緩和策」「気候変動適応策」と呼びます。本計画においても、気候変動緩和策と気候変動適応策の2つの取組により、地球温暖化対策を進めます。



出典：気象庁HP



出典：気候変動適応情報プラットフォームHP

3. 本市のこれまでの取組

本市は前計画にもとづき、市域の二酸化炭素排出量を2020（令和2）年度までに2010（平成22）年度比で10％削減、2030（令和12）年度までに2010（平成22）年度比で40％削減を目標として、取組を進めてきました。

国や都においてカーボンニュートラル実現に向けた動きが加速する中、**本市においても、2022（令和4）年に「青梅市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）の実現」を目指す**としました。

その後、地元を中心とした企業との協定締結、公共施設への一般向け電気自動車急速充電設備の設置、公用車への水素燃料電池自動車導入、高断熱窓の設置改修に対する支援といった取組を進め、2023（令和5）年には「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間改定を行い、新たな数値目標として「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46％（283.1千t-CO₂）削減プラスさらなる高み（削減量の+α）を目指す」「2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの達成」と設定しました。



出典：青梅市HP

年	月	市の取組
2015年	3月	青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（第2次青梅市環境基本計画に包含）
2020年	3月	第4次青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
2022年	2月	青梅市ゼロカーボンシティ宣言表明
2023年	10月	青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を改定



出典：青梅市HP

4. 地球温暖化対策等の動向

前計画以降の国際的動向や、国、都、本市の地球温暖化対策等に関する計画・施策について、以下に示します。

年	月	地球温暖化対策などに関する国内外の動向
2015年	3月	【市】青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（第2次青梅市環境基本計画包含）
	9月	【国際】SDGs（持続可能な開発目標）採択
	11月	【国】気候変動の影響への適応計画閣議決定
	12月	【国際】パリ協定採択
2016年	5月	【国】地球温暖化対策計画閣議決定
2018年	10月	【国際】IPCC1.5℃特別報告書公表
	11月	【国】気候変動適応計画閣議決定
	12月	【国】気候変動適応法施行
2019年	5月	【都】ゼロエミッション東京の実現を宣言
	12月	【都】ゼロエミッション東京戦略策定
2020年	3月	【市】第4次青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
	10月	【国】2050年カーボンニュートラル宣言表明
	12月	【国】気候変動影響評価報告書公表
2021年	3月	【都】ゼロエミッション東京戦略2020Update&Report策定
	6月	【国】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略策定
	8月	【国際】IPCC第6次報告書公表
	10月	【国】第6次エネルギー基本計画閣議決定
		【国】地球温暖化対策計画閣議決定（改定）
		【国】気候変動適応計画閣議決定（改定）
		【国】パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定
2022年	2月	【市】青梅市ゼロカーボンシティ宣言表明
2023年	4月	【国】エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）施行
	5月	【国】熱中症対策実行計画閣議決定
	10月	【市】青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を改定
2024年	3月	【都】東京都気候変動適応計画策定

【国際】SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。これは、先進国のみならず発展途上国を含むすべての国が2030（令和12）年までに全世界で達成を目指す国際目標として示されたもので、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17の目標169のターゲットを定め、包括的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組んでいくとしています。

【国】地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法にもとづく政府の総合計画で、2021（令和3）年10月に改定されました。国の中期目標の「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指す。さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていく。」および「2050年カーボンニュートラル」宣言の実現を目指しています。

【国】気候変動適応計画

気候変動適応法にもとづく政府計画で、2021（令和3）年10月に改定されました。気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全および国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

【都】ゼロエミッション東京戦略

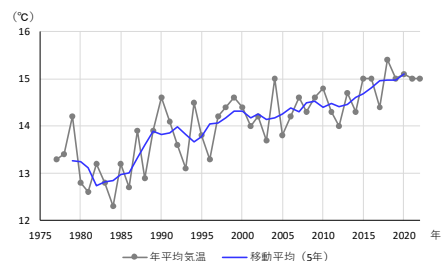
世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和32）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、東京都は2019（令和元）年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2021（令和3）年3月には「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report」を策定しました。

その中では、2030（令和12）年目標として、都内温室効果ガス排出量50％削減（2000（平成12）年比）、都内エネルギー消費量50％削減（2000（平成12）年比）、再生可能エネルギー電力利用割合50％程度等をおこなっています。

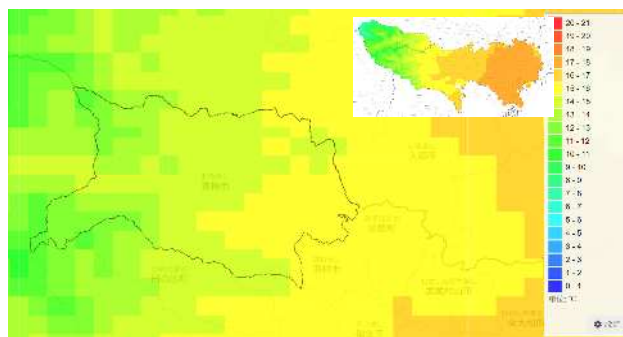
第3章 青梅市の現状

1. 気象

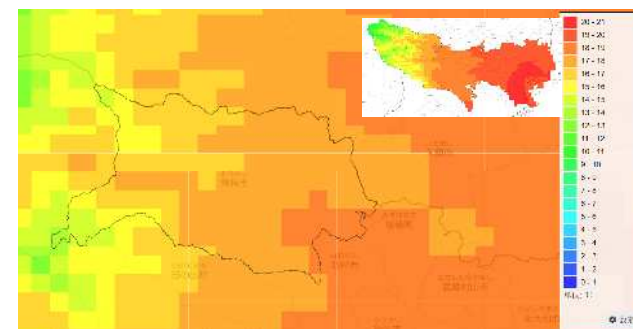
年平均気温（日平均気温の年平均）は、1985（昭和60）年頃は13℃前後であったのに対し、近年は15℃程度となっています。21世紀末における年平均気温は、持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）では市の東側で14～16℃、西側で11～15℃、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では市の東側で17～19℃、西側で13～18℃と予測されています。



年平均気温の推移

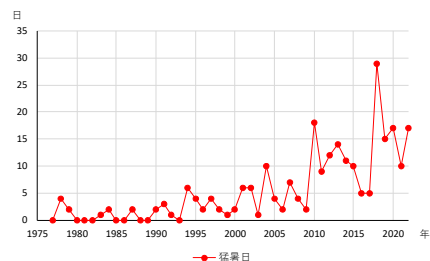


21世紀末の年平均気温
(SSP1-2.6)

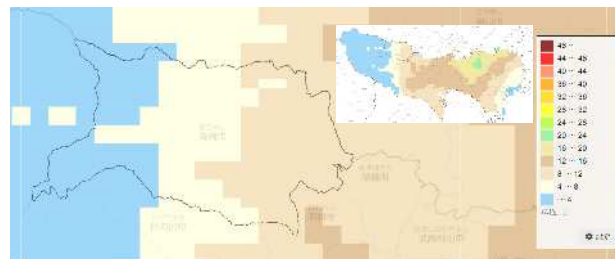


21世紀末の年平均気温
(SSP5-8.5)

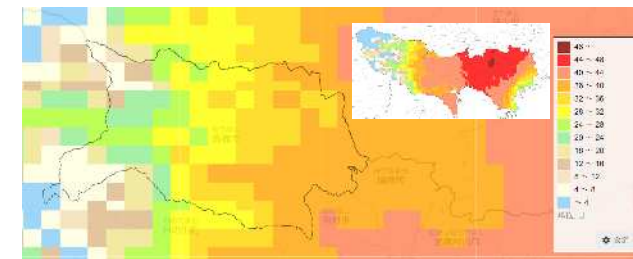
年間の猛暑日(最高気温が35℃以上となる日)の日数(以降「猛暑日数」とする)は、1990（平成2）年ごろまでは年間5日未満であったのに対し、近年は10～29日と増加しています。21世紀末における猛暑日数は、持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）では市の東側で8～12日、西側で4日未満～8日、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では市の東側で32～40日、西側で4～28日と予測されています。



猛暑日数の推移



21世紀末の猛暑日数
(SSP1-2.6)



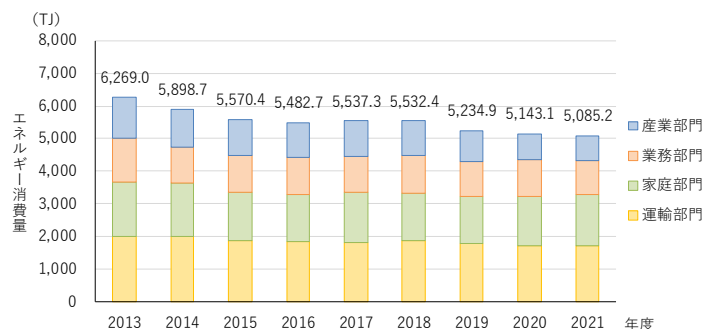
21世紀末の猛暑日数
(SSP5-8.5)

出典：気象庁アメダスデータ（青梅）、気候変動適応情報プラットフォーム（2024（令和6）年4月10日利用、データセット：NIES2020データ、気候モデル：MIROC6）

2. エネルギー消費量

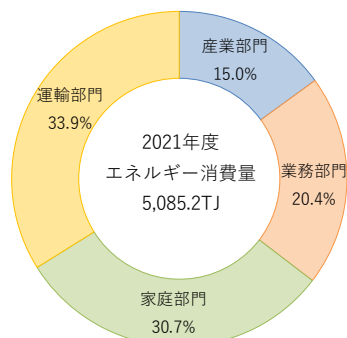
本市の2021(令和3)年度のエネルギー消費量は5,085.2TJで、2018(平成30)年度以降、徐々に減少しています。

また、2021(令和3)年度の部門別エネルギー消費割合は、運輸部門が最も大きく33.9%を占めており、次いで家庭部門が30.7%、業務部門が20.4%、産業部門が15.0%です。



部門別エネルギー消費量の推移

出典:「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



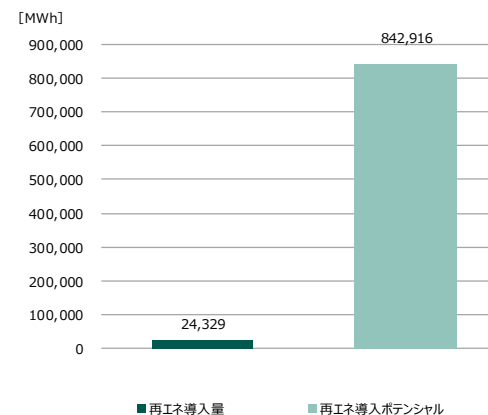
部門別エネルギー消費割合(2021年度)

出典:「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

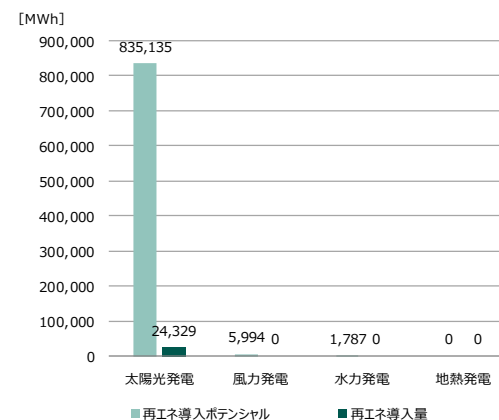
3. 再生可能エネルギーの導入量と導入ポテンシャル

本市では、年々太陽光発電の導入・普及が進んでいます。環境省作成の自治体排出量カルテでは、2022(令和4)年度の再生可能エネルギー導入量は24,329MWh(発電電力量)で、ポテンシャルに対する導入割合は2.9%です。

また、ポテンシャルの99%、導入量の100%を太陽光発電が占めています。



再生可能エネルギーの導入状況(2022年度)



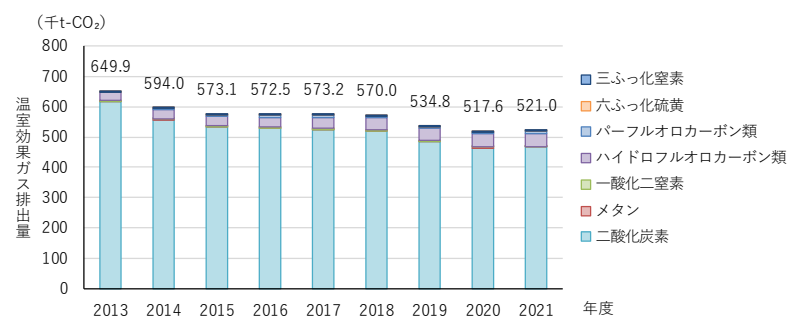
発電方法別再生可能エネルギーの導入状況(2022年度)

出典:自治体排出量カルテ(環境省)

4. 温室効果ガス排出量の現状

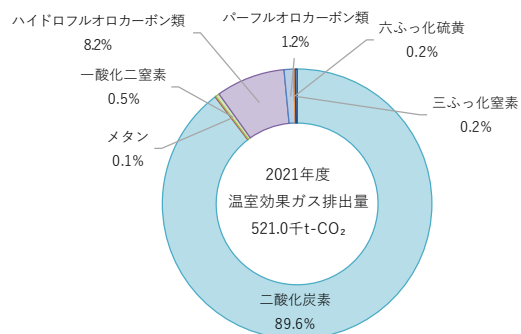
(1) 全体

本市の2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量の推計は521.0千t-CO₂で、国の基準年である2013（平成25）年度と比較すると19.8%（129.0千t-CO₂）減少しています。温室効果ガスの排出割合は二酸化炭素が最も多く89.6%、次いでハイドロフルオロカーボン類が8.2%、パーフルオロカーボン類が1.2%、一酸化二窒素が0.5%、三ふっ化窒素および六ふっ化硫黄が0.2%、メタンが0.1%となっています。



温室効果ガス排出量の推移

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



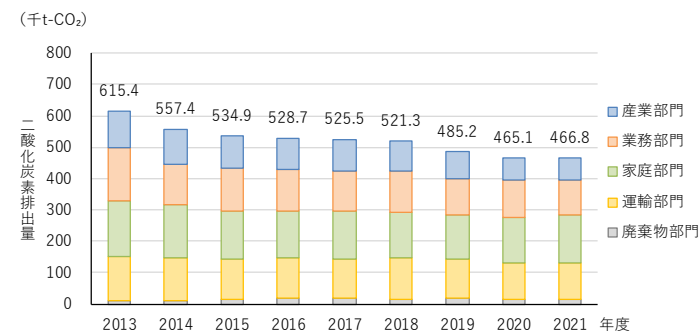
温室効果ガス排出量のガス種別排出割合（2021年度）

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(2) 二酸化炭素の排出量

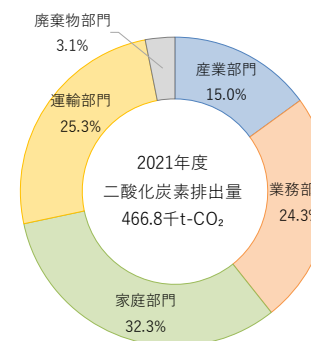
本計画では、温室効果ガスのうち二酸化炭素を削減目標の対象としています。2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量は466.8千t-CO₂であり、基準年度の2013（平成25）年度比で24.1%（148.6千t-CO₂）減少しています。

2021（令和3）年度における二酸化炭素の部門別排出割合は家庭部門が最も大きく全体の32.3%を占め、次いで運輸部門が25.3%、業務部門が24.3%、産業部門が15.0%、廃棄物部門が3.1%となっています。



二酸化炭素排出量の推移

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



二酸化炭素排出量の部門別排出割合（2021年度）

出典：「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

第4章 気候変動緩和策～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～

1. 気候変動の緩和策とは

気候変動緩和策とは、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの排出量の削減や、大気中の濃度を低減するための取組や対策を指します。温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類があり、本市では、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象に、排出量の削減目標を設定しています。

2. 二酸化炭素排出量削減目標

カーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素排出量の削減目標について、短期目標は国の目標と整合を図り「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46%(283.1千t-CO₂)削減プラスさらなる高み(削減量の+α)を目指す」、長期目標は青梅市ゼロカーボンシティ宣言をふまえ「2050(令和32)年度までにカーボンニュートラルの達成」とします。

■短期目標

2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46%(283.1千t-CO₂)削減プラスさらなる高み(削減量の+α)を目指す

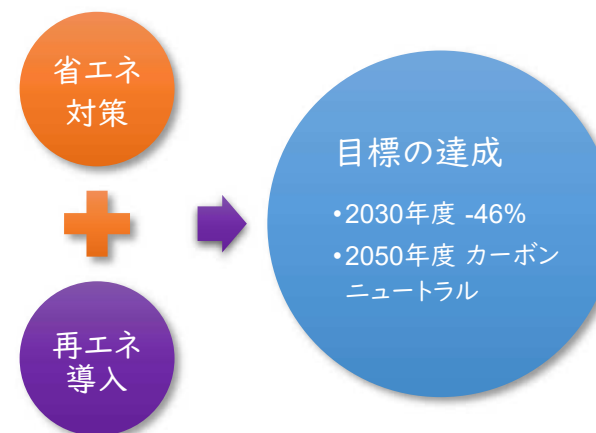
■長期目標

2050(令和32)年度までにカーボンニュートラルの達成

3. 目標達成に向けた考え方

二酸化炭素排出量削減目標の達成にむけ、省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入を進めます。

そこで、短期・長期それぞれの目標年度に、省エネルギー対策によりどの程度の削減が見込めるか、そして目標達成にどの程度再生可能エネルギー導入が必要かを推計し、次項に示します。

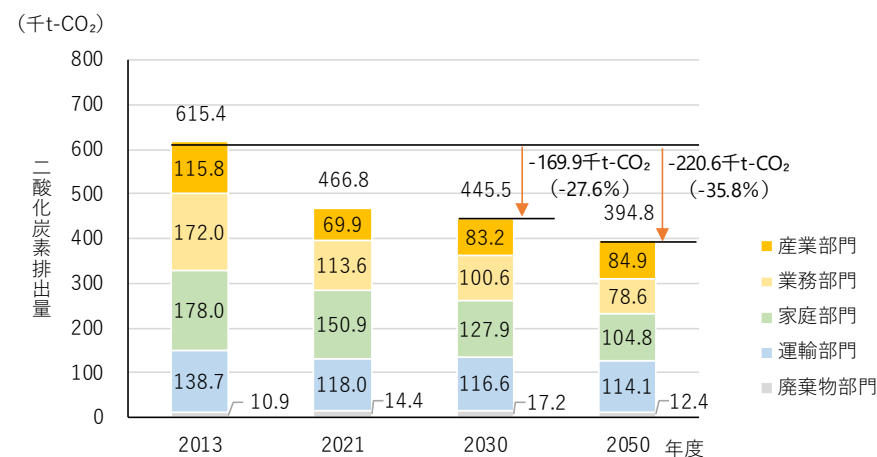


4. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 現状維持ケース(BAU※)の二酸化炭素排出量

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合(現状維持ケース(BAU))の二酸化炭素排出量は、2030(令和12)年度が445.5千t-CO₂、2050(令和32)年度が394.8千t-CO₂となり、基準年度である2013(平成25)年度と比較して、2030(令和12)年度が169.9千t-CO₂(27.6%)、2050(令和32)年度が220.6千t-CO₂(35.8%)削減となる見込みです。

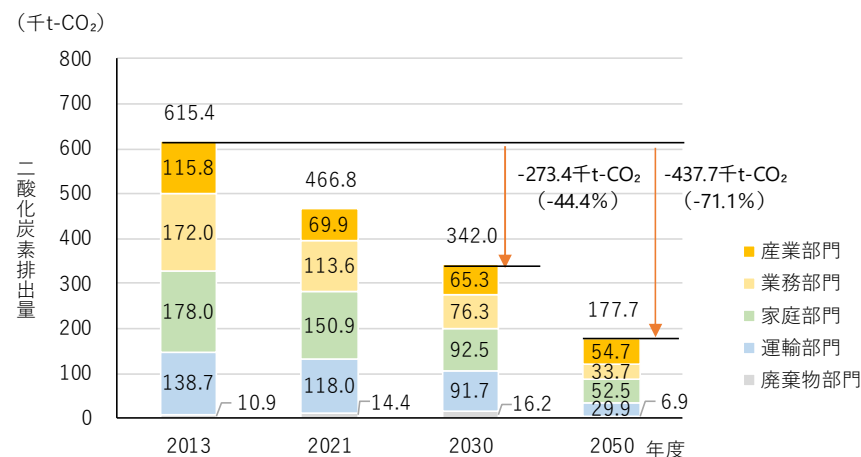
※Business as usualの略で、現状から追加の削減対策を行わない場合(現状を維持した場合)の、将来の排出量のこと。



現状維持ケースの二酸化炭素排出量推計

(2) 削減対策後の二酸化炭素排出量

省エネルギーや電気の二酸化炭素排出係数の低減などの、削減対策をふまえた二酸化炭素排出量は、2030(令和12)年度が342.0千t-CO₂、2050(令和32)年度が177.7千t-CO₂となり、基準年度である2013(平成25)年度と比較して、2030(令和12)年度が273.4千t-CO₂(44.4%)、2050(令和32)年度が437.7千t-CO₂(71.1%)削減となる見込みです。



削減対策ケースの二酸化炭素排出量推計

(3) 再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量

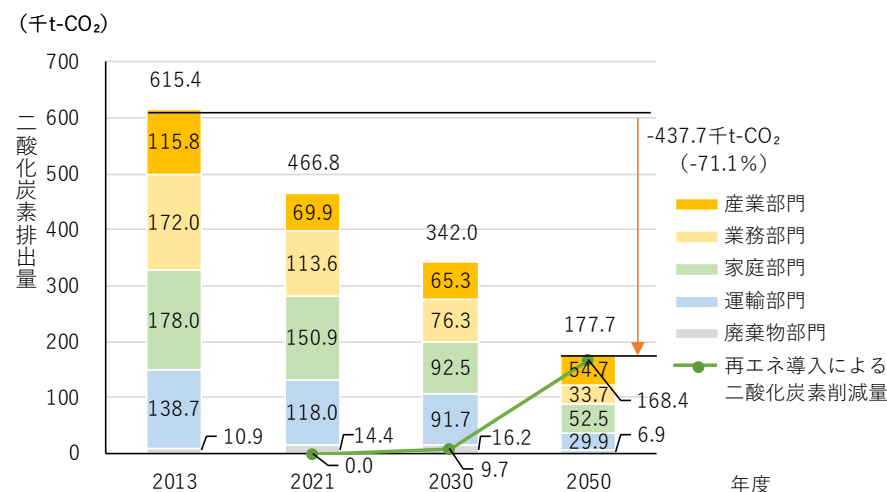
ア 2030年度目標達成および2050年度電力需要導入ケース

削減対策後の2030（令和12）年度の二酸化炭素排出量は342.0千t-CO₂で、基準年度から44.4%の削減となります。目標である46%削減には、再生可能エネルギーの導入により9.7千t-CO₂（基準年度の1.6%）の削減が必要となります。そのために必要な再生可能エネルギーの電力量は26,172MWh、設備容量は19,491kWとなります。

省エネルギー等の対策後の2050（令和32）年度のエネルギー需要は1,792.0TJで、このうち電力需要は1,638.6TJです。この電力需要をすべて再生可能エネルギーに置き換えた場合、必要な再生可能エネルギー電力量は455,159MWhとなります。この値には2021（令和3）年度までに導入した再生可能エネルギーを含むため、2021（令和3）年度の導入量を差し引くと、2021年度以降に必要な再生可能エネルギー電力量は431,994MWh、設備容量は347,645kWとなります。この場合の2050（令和12）年度の二酸化炭素排出量は9.3千t-CO₂で、基準年度比で98.5%の削減となります。

2030年度目標達成および2050年度電力需要導入ケースにおける
再生可能エネルギー導入量および二酸化炭素削減量

項目	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
二酸化炭素排出量（実績・削減対策後推計）（千t-CO ₂ ）	615.4	466.8	342.0	177.7
目標（二酸化炭素排出量）（千t-CO ₂ ）	-	-	332.3	実質ゼロ
エネルギー需要（実績・削減対策後推計）（TJ）	6,316.6	5,085.2	3,790.3	1,792.0
うち電力需要（TJ）	-	-	1,534.5	1,638.6
再生可能エネルギー導入量（実績・目標）（エネルギー量 TJ）	-	83.4	566.0	1,638.6
再生可能エネルギー導入量（実績・目標）（電力量 MWh）	-	23,165	49,337	455,159
再生可能エネルギー導入量（実績・目標）（設備容量 kW）	-	18,621	38,112	366,266
2021年度以降の再生可能エネルギー導入量（目標）（電力量 MWh）	-	0	26,172	431,994
2021年度以降の再生可能エネルギー導入量（目標）（設備容量 kW）	-	0	19,491	347,645
2021年度以降の再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量（千t-CO ₂ ）	-	0.0	9.7	168.4
再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ）	-	-	332.3	9.3



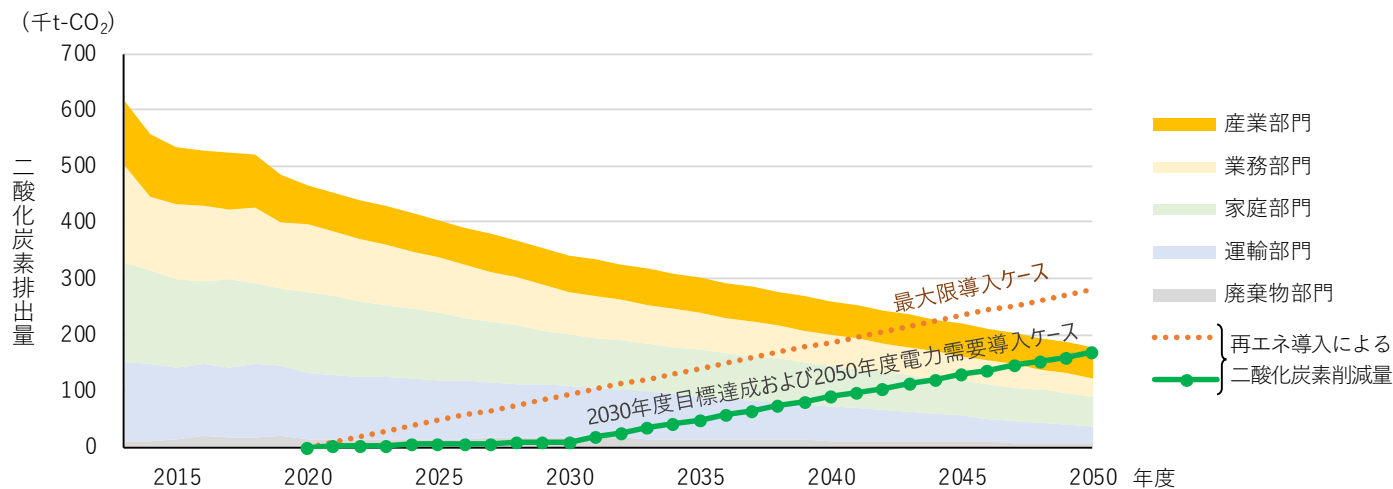
イ 最大限導入ケース

最大限導入ケースでは、自治体排出量カルテ（環境省）の再生可能エネルギー導入ポテンシャルをもとに、2050（令和32）年度に再生可能エネルギーを最大限導入し、かつ毎年一定のペースで導入を進めたと想定し、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の再生可能エネルギー導入量および再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量を推計結果は、下表のとおりです。

2021（令和3）年度以降の再生可能エネルギー導入量は、2030（令和12）年度の電力量が217,013MWh、設備容量が174,650kW、2050（令和32）年度の電力量が756,634MWh、設備容量が608,882kWとなります。再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量は、2030（令和12）年度が88.9千t-CO₂、2050（令和32）年度が288.5千t-CO₂、二酸化炭素排出量は2030（令和12）年度が253.1千t-CO₂、2050（令和32）年度が-110.9千t-CO₂で、最大限導入ケースの2050（令和32）年度はカーボンマイナスとなります。

最大限導入ケースにおける再生可能エネルギー導入量および二酸化炭素削減量

項目	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
二酸化炭素排出量（実績・削減対策後推計）（千t-CO ₂ ）	615.4	466.8	342.0	177.7
再生可能エネルギー導入量（実績・想定）（電力量 MWh）	-	23,165	240,178	779,799
再生可能エネルギー導入量（実績・想定）（設備容量 kW）	-	18,621	193,270	627,503
2021年度以降の再生可能エネルギー導入量（想定）（電力量 MWh）	-	0	217,013	756,634
2021年度以降の再生可能エネルギー導入量（想定）（設備容量 kW）	-	0	174,650	608,882
2021年度以降の再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量（千t-CO ₂ ）	-	0.0	88.9	288.5
再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ）	-	-	253.1	-110.9



削減対策後の二酸化炭素排出量および再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量

(4) 二酸化炭素削減量および森林吸収量

前項の「2030年度目標達成および2050年度電力需要導入ケース」をもとに二酸化炭素削減量を整理すると、2030（令和12）年度は、2021（令和3）年度までの削減量が148.6千t-CO₂（24.1%）、BAUにおける2021（令和3）年度以降の削減量が21.3千t-CO₂（3.5%）、省エネルギーによる削減量が103.5千t-CO₂（16.8%）、再生可能エネルギー導入による削減量が9.7千t-CO₂（1.6%）となり、これらの合計が283.1千t-CO₂（46.0%）となります。

同様に2050（令和32）年度は、2021（令和3）年度までの削減量が148.69.3千t-CO₂（24.1%）、BAUにおける2021（令和3）年度以降の削減量が72.0千t-CO₂（11.7%）、省エネルギーによる削減量が217.1千t-CO₂（35.3%）、再生可能エネルギー導入による削減量が168.4千t-CO₂（27.4%）となり、これらの合計が606.1千t-CO₂（98.5%）となります。

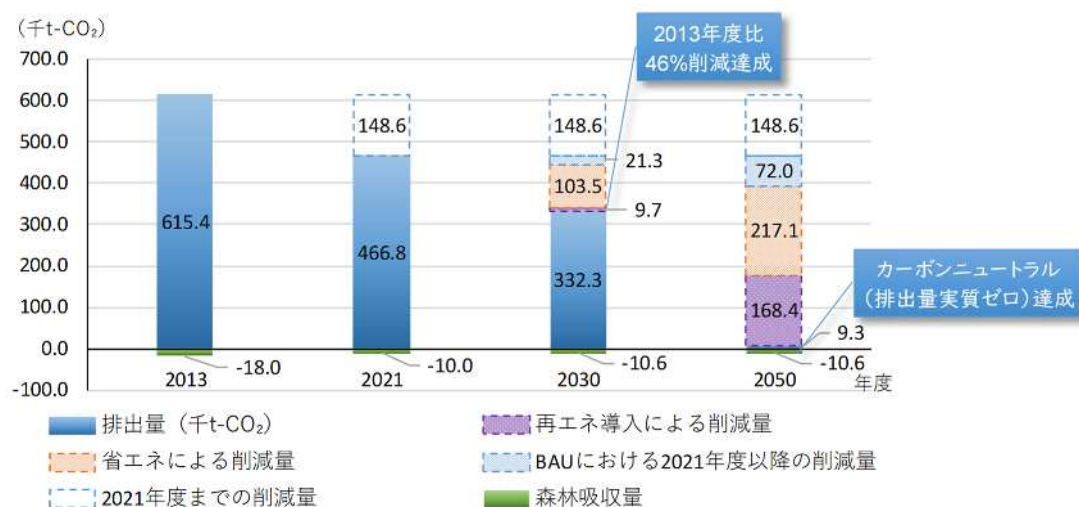
森林吸収量は、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とも10.6千t-CO₂と推計され、2050（令和32）年度の実質二酸化炭素排出量は、-1.3千t-CO₂となります。

※森林吸収量は「オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」にて算定した吸収量をもとに将来推計をしています。

(5) まとめ

二酸化炭素排出量の2030年度目標達成のためには、2021年度から2030年度に人口減少等による自然減21.3千t-CO₂の他に、省エネルギーによる103.5千t-CO₂の削減と、再生可能エネルギーの導入による9.7千t-CO₂の削減が必要となります。

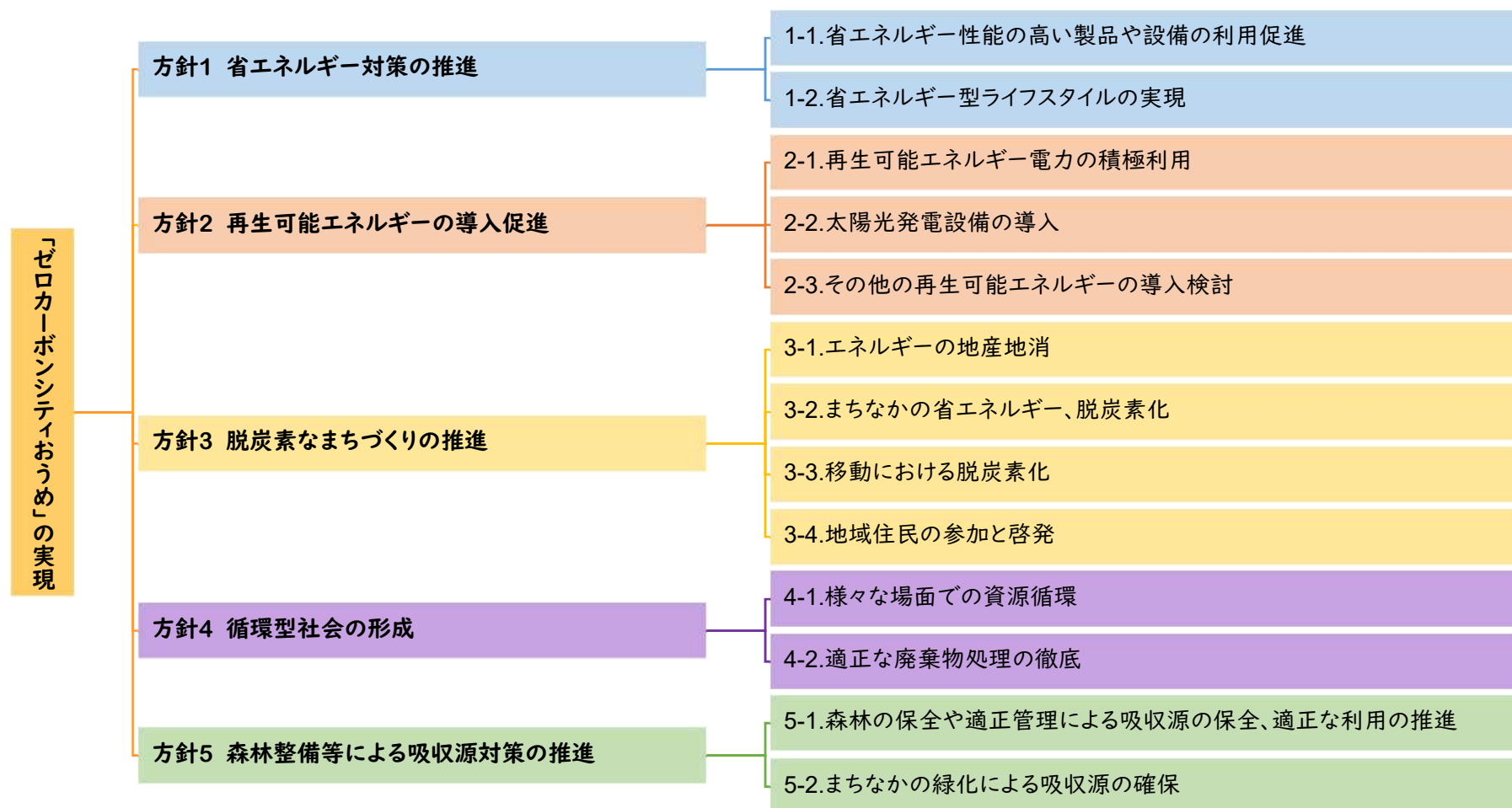
2050年度カーボンニュートラル達成のためには、2021年度から2050年度に人口減少等による自然減72.0千t-CO₂の他に、省エネルギーによる217.1千t-CO₂の削減、再生可能エネルギーの導入による168.4千t-CO₂の削減が必要となります。なお、9.3千t-CO₂が残りますが森林吸収により10.6千t-CO₂の吸収が見込まれるため、カーボンニュートラルを達成する見込みです。

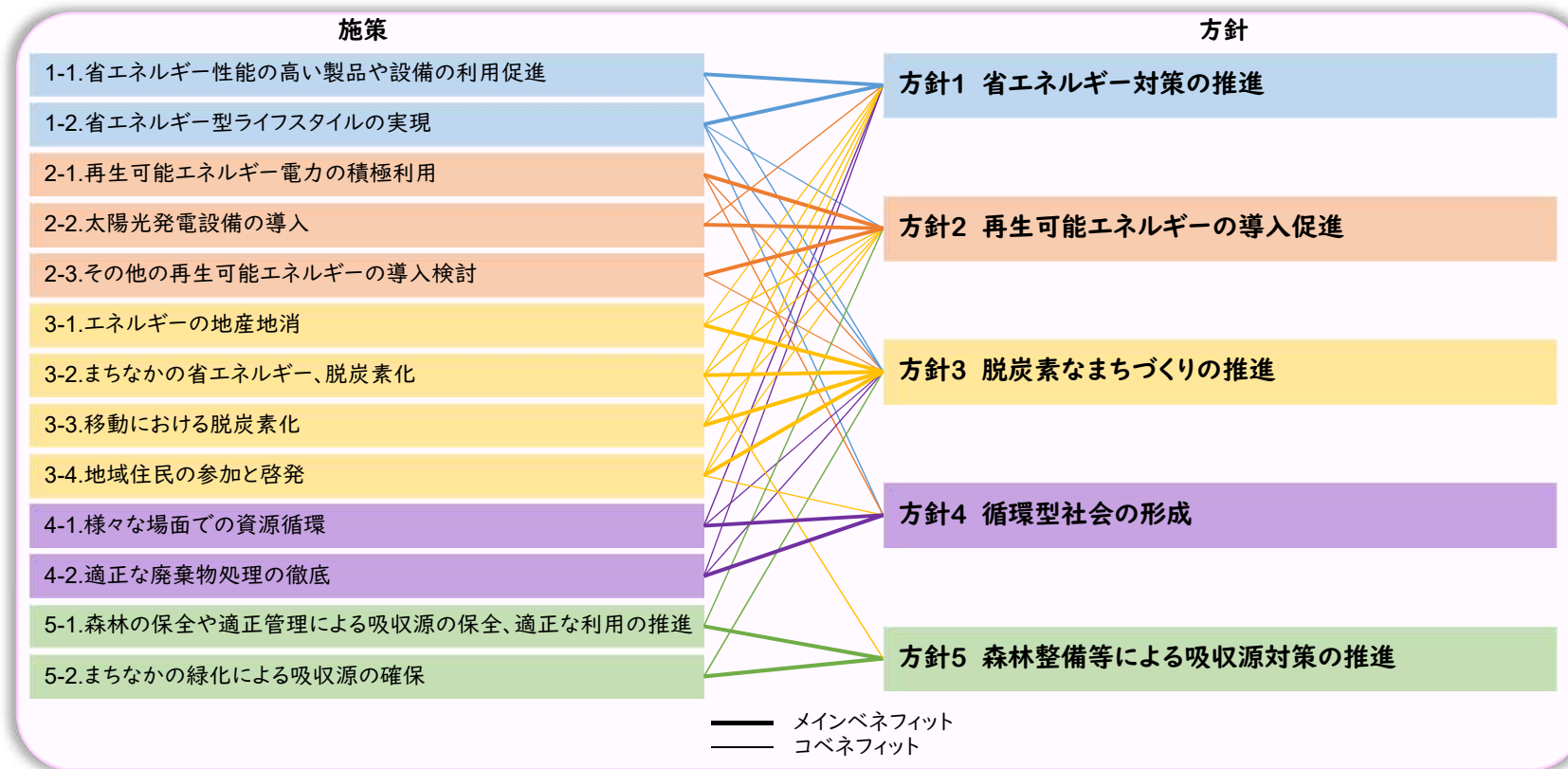


再生可能エネルギー導入後の二酸化炭素排出量と森林吸収量

5. カーボンニュートラルの実現に向けた方針および施策

「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「脱炭素なまちづくりの推進」、「循環型社会の形成」、「森林整備等による吸収源対策の推進」の5つの方針にもとづき、カーボンニュートラルの実現と自然との調和を両立した「ゼロカーボンシティおうめ」を目指します。





「ゼロカーボンシティおうめ」の実現

5つの方針と施策の関係

方針1 省エネルギー対策の推進

本市で削減目標を設定している二酸化炭素排出量は、その大部分がエネルギー起源のもので占められています。エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を削減するには、電気やガスなどの使用量を減らすほか、効率よくエネルギーを使用することも重要です。

省エネルギー機器の利用促進やライフスタイルの転換といった省エネルギー対策を推進し、一人1月あたりの電力消費量、278kWhを目指します。

指標	現状値（年度または年）	目標（2034年度）
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367 kWh/人・月（2022年度）	278 kWh/人・月

1-1.省エネルギー性能の高い製品や設備の利用促進

省エネルギー対策の推進には、省エネルギー性能の高い機器の導入や、環境負荷の少ない製品の購入が必要です。また、^{ヘムス}HEMSや^{ベムス}BEMS、^{ゼッチ}ZEHや^{ゼブ}ZEBの導入も効果的であるため、それらの導入や導入支援を行います。

取組	市民	市	事業者
エコマークやグリーン購入法適合マークなど、環境負荷の少ない製品を優先的に購入します。	○	○	○
LED照明や高効率空調設備など、省エネルギー性能の高い機器の導入や普及啓発を行います。	○	○	○
コージェネレーションシステムやエネファームなど、高効率エネルギーシステムの導入や普及啓発を行います。	○	○	○
^{ヘムス} HEMS、 ^{ベムス} BEMS等の導入検討や普及啓発を行います。	○	○	○
建物の新築、改築や修繕時に、窓や壁、床の断熱性の向上など、省エネルギー性能の向上に努め、 ^{ゼッチ} ZEH化、 ^{ゼブ} ZEB化、LCCM住宅などの導入検討や普及啓発を行います。	○	○	○

●LED照明や高効率空調設備など省エネルギー性能の高い機器の導入効果

LED照明は、一般電球に比べ、消費電力が約85%低く、寿命は約40倍です。家計にお得であることはもちろん、電球交換の手間も省けます。また瞬時に点灯するので、すぐに部屋が明るくなるという利点もあります。

また、家電の省エネ性能は年々進化しており、買い替えることで電気代が安くなります。製品を買い替える際には、省エネ性能と年間目安エネルギー料金が一目でわかる「統一省エネラベル」や、電気代や二酸化炭素排出量がどのくらい削減できるのか調べることができる「しんきゅうさん」を確認してみましょう。

●地球にやさしい
CO2削減量
【電球形LEDランプ】
40 (kg-CO2)*1
【LEDシーリングライト】
29 (kg-CO2)*2

●家計にやさしい
節約額
【電球形LEDランプ】
2,883 (円/年)*1
【LEDシーリングライト】
2,108 (円/年)*2

●暮らしにやさしい
「健康」「安全」
「快適」「便利」
豊かな暮らし

LED照明の導入効果



統一省エネラベル (例)



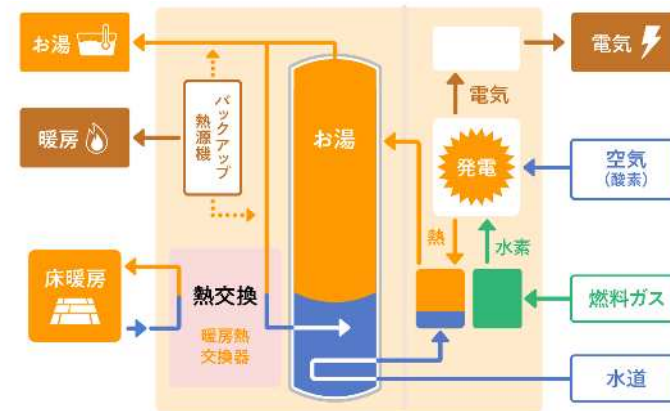
しんきゅうさん
出典:環境省(デコ活WEBサイト)

●コージェネレーションシステムやエネファームなど高効率エネルギーシステムの仕組み

コージェネレーションシステムは「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用します。

エネファームは、家庭用コージェネレーションシステムのことで、都市ガスやLPガスから水素を取り出し、大気中の酸素との化学反応により電気を作り、排熱からお湯をつくります。

発電時の排熱を利用するため、光熱費を安く抑えることが出来ます。



出典:資源エネルギー庁

●環境に配慮した製品選びに「環境ラベル」を活用しましょう

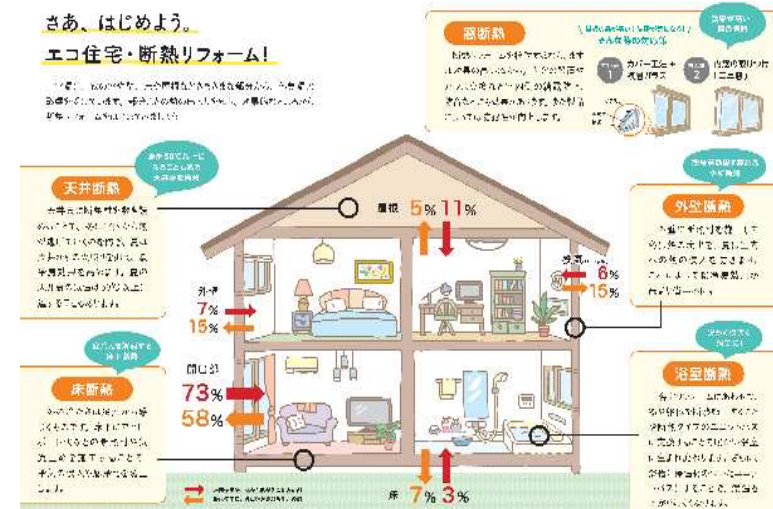
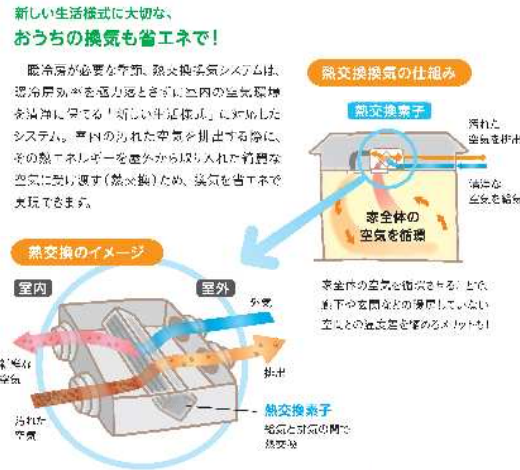
「環境ラベル」とは、製品やサービスが環境負荷の低減に資することを示すマークや目印で、製品や包装に付けられています。日々の買い物でも、価格や品質、利便性だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを選びましょう。

ライフサイクル全体で環境負荷が少ないと認められた製品・サービスのマークです。 資源循環、地球温暖化、健康・環境、生物多様性の保全、節水、大気汚染などの環境に配慮した製品・サービスが対象となります。	 エコマーク	パソコンなどのオフィス機器についての、国際的な省エネルギー制度である「国際エネルギースタープログラム」の消費電力に関する基準（エネルギースター適合基準）を満たす商品につけられるマークです。 この制度は、日本、米国、カナダ、スイス、台湾の5か国・地域が協力して実施している国際的な制度で、経済産業省が運営しています。	 エネルギースターマーク
原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークです。 グリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。	 グリーンマーク	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき、家電製品の省エネ基準の達成度や年間目安エネルギー料金等の性能をわかりやすく表示しているラベルです。 省エネ性能を星の数による相対評価でわかりやすく示し、さらに電気料金を表示することにより、消費者の省エネ意識の向上と省エネ製品の選択を促します。	 統一省エネラベル
森林の管理を認証するFM（Forest Management）認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC（Chain of Custody）認証を受けていることを示すマークです。 このマークがついた製品を選ぶことで、森林の生物多様性を守り、地域社会や先住民族、労働者の権利を守りながら適切に生産された製品を選んで購入することができます。	 FSC	社会的、経済的、および環境的に持続可能な農業基準を満たす、認証農園で生産された作物が使用されていることを示すマークです。 このマークがついた製品を選ぶことで、森林の保護、労働者の人権尊重や生活向上、気候危機への緩和と適応など、より持続可能な農業の推進につながります。	 レインフォレスト・アライアンス認証マーク

出典：環境省

室温は家の窓や壁、床や屋根などさまざまな部分から外気温の影響を受けています。部分ごとの熱の出入りを知り、効果的なところから断熱リフォームをはじめてみましょう。住宅の断熱性能が向上することで、空調によるエネルギー使用量が減り、二酸化炭素排出量の削減につながるだけでなく、ヒートショックのリスクの低下や、光熱費の削減といった効果も期待できます。

また、高効率の熱交換換気システムや省エネ家電もあわせて活用するとさらに効果的です。



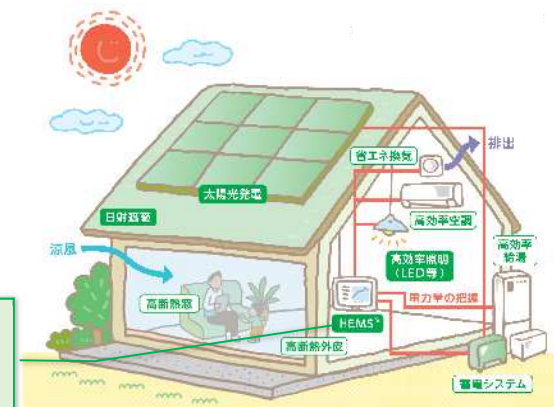
出典：エコ住宅断熱リフォームガイドブック（令和3年1月、環境省）

●ZEH、LCCM住宅

ZEHとは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、窓や壁、屋根、床の断熱性能を高めるとともに、高効率な設備システムを備え、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。

LCCMとは、Life Cycle Carbon minus（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）の略語で、LCCM住宅は、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅です。

※HEMSとは：エアコンや照明などの電気を使う家電製品と太陽光発電システムなどの創エネ機器、発電した電気を蓄えるリチウムイオン蓄電池などの蓄エネ機器をネットワーク化し、家全体のエネルギーを管理するシステム。

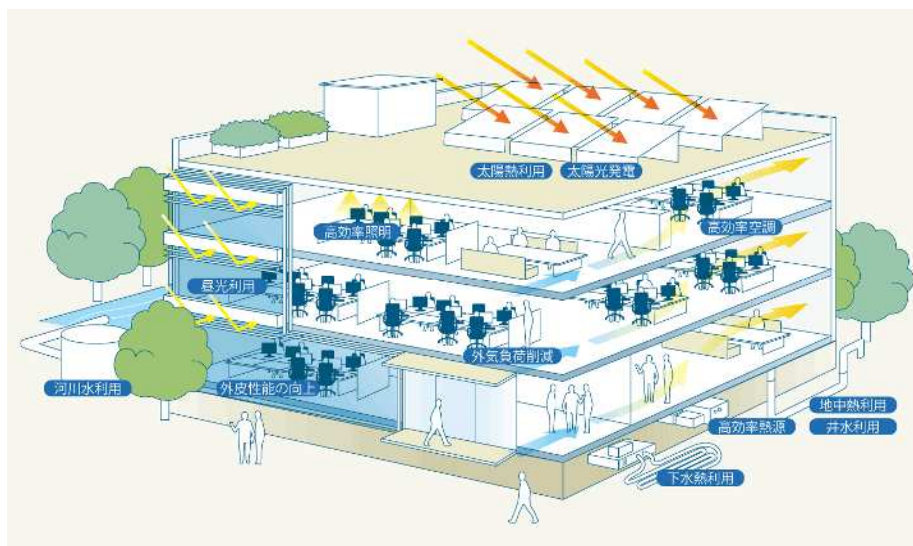


出典：エコ住宅断熱リフォームガイドブック（令和3年1月、環境省）

●ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Buildingの略で、外皮性能の向上や高効率機器の利用等による省エネルギー対策によって使うエネルギーを減らしつつ、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロまたはマイナスとなることを目指しているビルのことです。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと大量の創エネルギーが必要なため、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBが定義されています。



出典:省エネポータルサイト(経済産業省資源エネルギー庁)

ZEBの定義

ZEB(ゼブ)	Nearly ZEB(ニアリーゼブ)
省エネ(50%以上)+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物	省エネ(50%以上)+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
ZEB Ready(ゼブレディ)	ZEB Oriented(ゼブオリエンテッド)
省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物	延べ面積10,000m²以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し更なる省エネに向けた未評価技術を導入している建物

出典:環境省 (ZEB PORTAL)

1-2.省エネルギー型ライフスタイルの実現

省エネルギー対策の推進には、省エネルギー性能の高い機器の導入や、環境負荷の少ない製品の購入の他に、私たちのライフスタイルを見直し、衣食住の様々な場面で省エネルギー型ライフスタイルへ変えることが必要です。

省エネルギー型ライフスタイルの取組には、省エネルギー行動、地産地消、エコ通勤、エコドライブなどがあります。本市ではこれらについての情報発信を行うとともに、自発的な行動変容を促すナッジの考え方を活用して、効果的に普及啓発を行い、省エネルギー型ライフスタイルへの行動変容を促します。

取組	市民	市	事業者
エネルギーを無駄に消費していないか、普段の生活を見直し（ライフスタイルの見直し）、省エネルギーを意識した生活習慣、その実践方法について普及啓発を行います。	○	○	○
BEMS、HEMS等のデータから、省エネルギー対策を検討し、実践します。	○	○	○
省エネルギー型ライフスタイルの具体的取組やデコ活について、普及啓発を行います。		○	

●デコ活

環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素を減らす「脱炭素（Decarbonization）」と、環境に良い「エコ（Eco）」を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。

2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けて、国民や消費者の行動変容やライフスタイルの変革を促すことを目的としています。

デコ活アクション

まずはここから！

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- 力** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク



●省エネルギーを意識した生活習慣の例

省エネルギーを意識した生活習慣を身に付けることで、日常生活の中で温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。

【ごみの減量】

- ・生ごみの自家処理や堆肥化をする。
- ・ごみの分別をしっかりと行う。
- ・修理や修繕、リサイクルショップ等を活用し製品を長期間使用する。
- ・マイバック、マイボトルを使用し、プラスチック製品の消費を削減する。
- ・資源回収に協力する。

【節水】

- ・洗濯に風呂の残り湯を使う。
- ・洗濯はまとめて行う。
- ・水道を開けたままにしない。

【省エネルギー（ガス等）】

- ・風呂を沸かすときは蓋をする。
- ・風呂の温度設定は控えめにする。
- ・風呂は間隔を開けずに、続けて入る。
- ・シャワーの時間を1分でも短くする。

【省エネルギー（電気）】

- ・洗濯ものを外干しする（電気乾燥機の使用減少）。
- ・節電、節約を心がける。
- ・空調の温度は控えめにする（服で調整する）。
- ・暖房便座の温度は低めにする。使用後は便座の蓋を閉じる。
- ・冷蔵庫にものを詰めすぎない。
- ・冷蔵庫の温度設定は適切にする。
- ・熱いものは冷ましてから冷蔵庫に入れる。
- ・できるだけ再生可能エネルギーを使用する。
- ・可能な範囲でエレベーター、エスカレーターの使用を控える。

【食品】

- ・食材は必要な分だけ購入し、無駄な買い物はしない。
- ・買い物はまとめて行う。
- ・食事を作りすぎない。
- ・余った料理は冷凍し後日食べる。
- ・すぐに消費する食品は賞味期限の短いものを購入する。
- ・必要以上に購入や提供をしない。
- ・フードロス削減に協力する。
- ・余った食べ物等はフードドライブに協力する。
- ・地元産の農産物を積極的に購入し、輸送エネルギーを抑制しつつ地域経済へ貢献する。

【移動】

- ・再配達削減のため、時間指定や宅配ボックスを利用する。
- ・近距離移動時は公共交通機関や自転車・徒歩で移動する。
- ・車の使用は必要最小限を心がける。

【その他】

- ・ごみ拾いや植栽のボランティア活動に参加する。
- ・家族で省エネルギーについて考える。

出典：市民座談会ワークショップ（2023（令和5）年11月）
中学生オンライン交流会（2023（令和5）年12月）
小学生オンライン交流会（2024（令和6）年7月）
資源エネルギー庁HP（家庭でできる省エネ）

方針2 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出せず、地域資源を有効に活用した持続可能なエネルギーです。自家消費型太陽光発電等の分散型エネルギーの利用促進により再生可能エネルギーの地産地消が進むことで、災害時にもエネルギーが利用可能となるため、地域のレジリエンス向上も期待できます。

市では、「ゼロカーボンシティおうめ」の実現にむけ、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの9割以上を占める太陽光発電を中心に、2030年度に49,337MWh、2034年度に130,501MWhの再生可能エネルギーの導入を目指します。

なお、導入にあたっては、災害防止、生活環境の保全に配慮するなど、地域との調和を図ります。

指標	現状値（年度または年）	目標
市域の再生可能エネルギーの導入量※	24,329 MWh（2022年度）	49,337 MWh（2030年度） 130,501 MWh（2034年度）

※「自治体排出量カルテ」における公表値

2-1.再生可能エネルギー電力の積極利用

電力供給事業者は、再生可能エネルギーで作られた電気をどの程度含むかにより、複数の契約プランを用意しています。再生可能エネルギー100%電力や再生可能エネルギー比率の高い電力プランを選ぶことは、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量の削減に効果があるため、それらの利用を普及啓発するとともに、市の施設でも積極的に利用します。

取組	市民	市	事業者
再生可能エネルギーにより発電された電力や再生可能エネルギー比率の高い電力を積極的に利用します。	○	○	○

●再生可能エネルギー電気プランのメリットは？

- ・発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再生可能エネルギーが利用できる。
 - ・CO₂排出量が実質ゼロ！
 - ・各社メニューにより料金は切り替え前と同等程度のものもある。
 - ・電気自動車などを購入する場合、再生可能エネルギー100%電気の契約を条件に環境省から補助金が受けられる。
- ※なお、電力会社が万一倒産しても、電気の供給義務は送配電会社にあるので電気が止められることはありません。災害復旧で不利になることもありません。

2-2.太陽光発電設備の導入

多くの市民、事業者が太陽光発電の導入をしやすいように、導入支援を行うとともに、市の施設についても積極的に導入します。また、PPAモデル（第三者所有モデル）を利用した、初期投資ゼロでの太陽光発電の導入についての普及促進を行います。

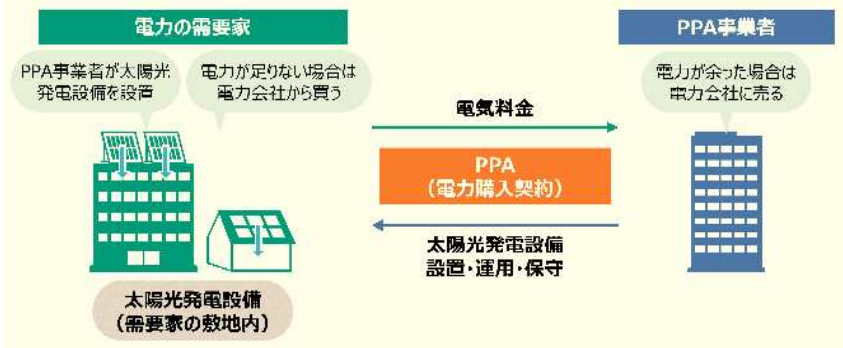
取組	市民	市	事業者
住宅や事業所、公共施設の屋根を利用した太陽光発電の導入、導入支援を行います。	○	○	○
ソーラーカーポート、営農型太陽光発電、未利用地の活用等、建物以外の太陽光発電の導入検討、普及啓発を行います。	○	○	○
PPAモデルによる太陽光発電設備の導入検討、普及啓発を行います。		○	○

●PPAモデル

PPAモデルとは、Power Purchase Agreementの略で、第三者が所有する設備から発電された電力の使用料を支払う方式で「第三者所有モデル」とも呼ばれます。

発電事業者が企業や自治体（または個人）が保有する施設の屋根や遊休地を借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業や自治体（又は個人）が料金を支払い使用することで、電気料金と二酸化炭素排出量の削減ができます。

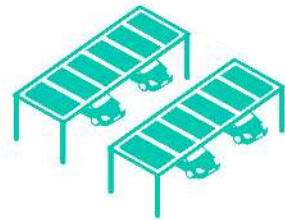
設備は第三者（事業者や別の出資者）が所有するため、初期費用の負担や維持管理をすることなく再生可能エネルギー由来の電力を利用できるといったメリットがあります。



出典：資源エネルギー庁

●ソーラーカーポート

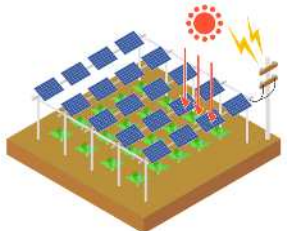
ソーラーカーポートとは、駐車場の屋根に太陽光発電パネルを設置したもので、駐車スペースを確保しながら太陽光発電を行うことができる設備です。発電した電気は自宅での消費や電気自動車への充電、余剰電力の売電などに利用できます。



出典：環境省

●営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。作物と発電で太陽光を分け合うことから、ソーラーシェアリングともいい、電気代の削減、夏場の暑さの緩和といったメリットがあります。



出典：イラストAC

2-3.その他の再生可能エネルギーの導入検討

その他の再生可能エネルギーには、小水力、バイオマス、地中熱など、様々なエネルギーがあります。現時点では、コスト面で導入が難しいものもありますが、将来の技術革新も望めることから技術動向について把握していきます。

取組	市民	市	事業者
小水力、バイオマス、地中熱等の多様な再生可能エネルギーの可能性を調査研究します。		○	○
各種施設からの排熱の有効利用を進めます。		○	○
廃食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）化し、公用車などの燃料としての利用を継続します。	○	○	○
水素、アンモニア、バイオディーゼル燃料、生ごみ等を原料とするメタン発酵バイオガス発電等、次世代燃料の調査研究を進めます。		○	○

2-4.地域脱炭素化促進区域、建築物再生可能エネルギー利用促進区域

環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入促進を目指すため、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（地域脱炭素化促進区域）」の設定を検討します。

また、太陽光発電等を利用した設備の設置を促すため、建築物の省エネルギー消費性能の向上等に関する法律で規定されている「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」の設定についても検討します。

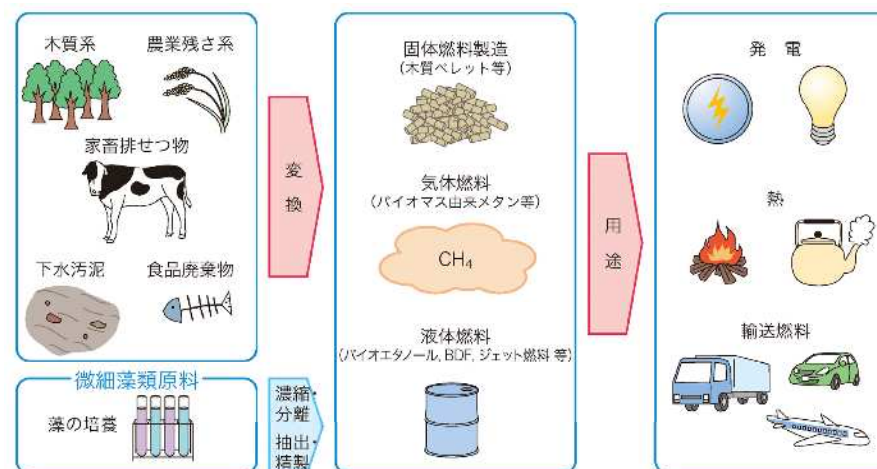
取組	市民	市	事業者
地域脱炭素化促進区域および建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、都の方針を踏まえて、本市に適した形を検討します。		○	

● バイオマス燃料／バイオマス発電

バイオマスとは、バイオ (bio: 生物) とマス (mass: 量) からできている合成語で、「生物資源量」という意味の生態学の用語です。このバイオマス由来の燃料をバイオマス燃料といい、バイオマス燃料を利用した発電をバイオマス発電といいます。

エネルギーとして利用するバイオマスには、木質系、農業・畜産系、食品系、廃棄物系があり、また培養した藻類などもあります。

バイオマス燃料は、いずれも生物由来の有機物で、おおとは植物の光合成により作られたものです。そのため、バイオマス燃料の使用や、バイオマス発電により発生する二酸化炭素は、以前に植物が吸収した二酸化炭素であることから、燃焼時の二酸化炭素排出量は「実質ゼロ」とであると認められています。

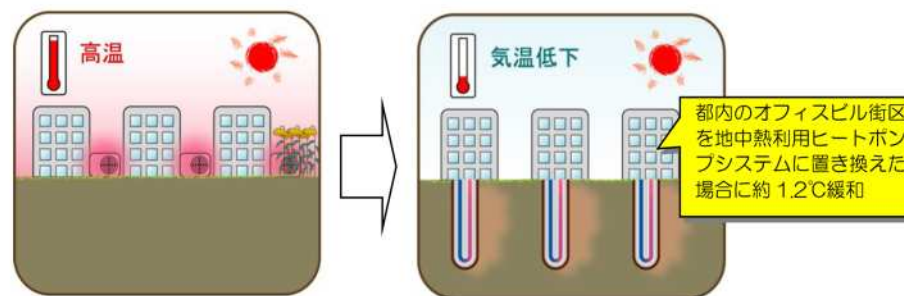
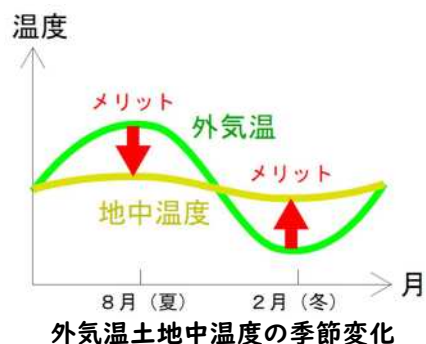


出典：NEDO 再生可能エネルギー技術白書第2版（2014年2月、NEDO）

● 地中熱利用

地中熱利用とは、地中を熱源として空調・給湯・融雪等に利用することです。地中熱は、再生可能エネルギーの中でも太陽光や風力と異なり天候に左右されないため安定性している、大気中へ排熱を出さない、年間を通して一定の温度であるため外気温との温度差を活用できるといった特徴があります。

地中熱の利用には、省エネルギーや二酸化炭素排出量の削減といったメリットがあるほか、ヒートアイランド現象の緩和も期待されています。



ヒートアイランド現象緩和の試算例

出典：地中熱利用にあたってのガイドライン（第4版）（2024年3月、環境省）

●地域脱炭素化促進区域

再生可能エネルギーの導入には、景観、野生生物・生態系等の自然環境、騒音等の生活環境といった、環境への影響や土砂災害等、様々な懸念や問題が生じていることを踏まえ、地域の自然的社会的条件等に応じた配慮が必要となっています。

このような背景の下、再生可能エネルギーの導入において、円滑な合意形成、適正な環境配慮、地域貢献のため、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、地域脱炭素化促進事業の制度がつくられました。

これにより、市町村は環境省や都道府県の定める基準にもとづく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（地域脱炭素化促進区域）の設定が努力義務とされています。

促進区域の設定により、円滑な合意形成を促進できるとともに、脱炭素化促進事業に係る各種法令手続きのワンストップ化等により事業者の負担が軽減されるため、事業者の参入促進が期待されます。



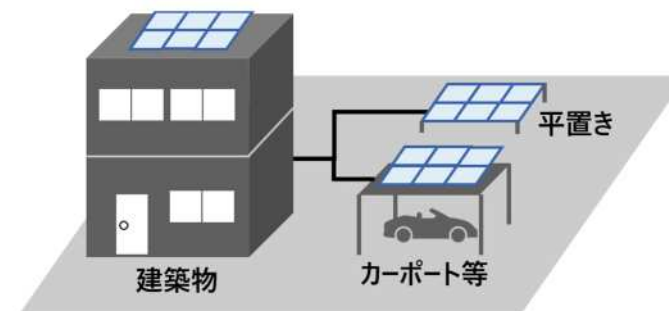
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（2024年4月、環境省）

●建築物再生可能エネルギー利用促進区域（建築物再エネ促進区域）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律により、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設されました。これにより市町村は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を作成することにより、計画内で定めた区域において、再生可能エネルギー利用設備の設置促進につながる措置を講じることができるようになりました。促進区域の設定の際は、住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再生可能エネルギー設備の導入に適した区域に設定することが求められています。

促進計画に定める事項は、以下の3つです。

1. 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置、区域
2. 設置を促進する再生可能エネルギー設備の種類
3. 再生可能エネルギー設備を設ける場合の建築基準法の特例適用要件に関する事項



再生可能エネルギー（太陽光発電）利用設備の設置イメージ

出典：「建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン」（2023年9月、国土交通省）

方針3 脱炭素なまちづくりの推進

脱炭素なまちづくりとは、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に加えて、都市機能の集約・高度化や二酸化炭素排出量の少ない交通手段の利用促進を行うとともに、二酸化炭素吸収源となるみどりの保全・活用を図っていくまちづくりをいいます。これらを進めることで、まちの課題の解決、魅力と質の向上、レジリエンスの確保等も目指していきます。

指標	現状値（年度または年）	目標（2034年度）
骨格的なバス路線の利用者指数※1	83（2021年）	88
主に自家用車を利用して通勤・通学している人の割合※2	43.4%（2023年）	40.0% 以下

※1 青梅市地域公共交通計画における指標で、骨格的なバス路線のうち梅74、梅76、河10、河11の4系統について、令和元年度の利用者数の合計を100とした場合の利用者数の指数

※2 通勤・通学時に自家用車・自動二輪車の移動距離が最も長い人の割合（アンケート調査より）

3-1.エネルギーの地産地消

エネルギーの地産地消とは、地域で作ったエネルギーをその地域の中で消費することです。電力の地産地消は、送電ロスの低減や、地域経済の活性化、災害時のエネルギー確保といったメリットがあるため、エネルギーの地産地消の実現に向けて検討を進めます。

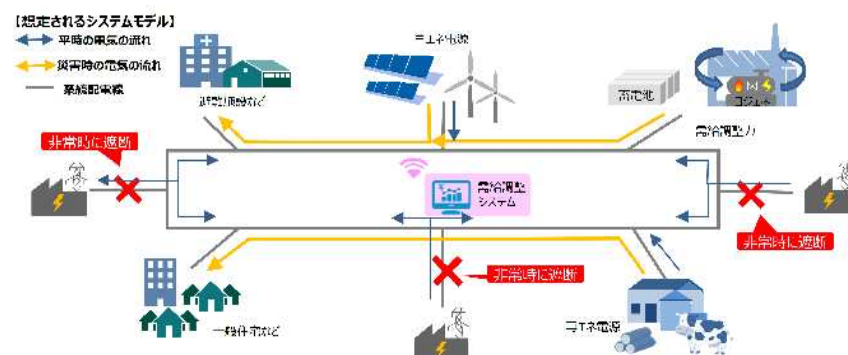
また、将来的な地域マイクログリッドの構築について検討し、効率的な電力供給、域内の再生可能エネルギー電力の市内への供給、デマンドレスポンスへの対応、災害・停電時の速やかな復旧に適した、自立分散型電源の確保を目指します。

取組	市民	市	事業者
地域の卒FIT再生可能エネルギー電力を地域内で利用する仕組みを検討します。		○	
地域のエネルギー供給事業者と協力し、将来的な地域マイクログリッドの構築を検討します		○	

●地域マイクログリッドとは

地域における複数の発電設備（特に太陽光発電等の再生可能エネルギー）や蓄電池により形成された小規模な電力網を「地域マイクログリッド」といい、平常時は発電設備を電源として有効活用しつつ、電力会社等とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受け、非常時には送配電ネットワークから切り離され、その地域内の電源をメインに自立的に電力を供給することができます。

地域マイクログリッドは、電気を使う場所の近くで発電するため、送電設備等の大規模インフラ投資や送電によるエネルギーの損失を回避することができるほか、非常時には停電による社会活動の機能停止といった災害リスクの低減にもつながります。



出典：「地域マイクログリッド構築の手引き」（2021年4月、資源エネルギー庁）

3-2. まちなかの省エネルギー、脱炭素化

まちなかの様々な設備や制度について、手続の改善や技術革新による省エネルギー対策を進め、日常生活を送る中での省エネルギー・脱炭素化を進めると同時に、利便性向上を進めます。

また、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境の持つ多様な機能を活用するグリーンインフラの取組を通じて、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていきます。

取組	市民	市	事業者
公園等の公共施設における照明のLED化など、まちなかの設備の省エネルギー化を進めます。		○	
行政手続等のデジタル化、インターネット経由による各種手続きを推進し、市役所への移動に使うエネルギーの削減に繋がります。		○	
まちなかのみどりや、多摩川沿いの崖線樹林を適正に管理し、温室効果ガス吸収源を確保するとともに、景観の形成、憩いの場の形成、雨水の保水・浸透などにも貢献します。		○	
温室効果ガス排出量の少ない燃料（バイオ燃料、水素など）についての情報収集を行います。		○	
公共交通網の確保や買い物環境の充実、魅力的な公園の整備など、歩いて暮らせる環境整備を進めます。		○	○
豊かな自然を観光資源として活用するとともに、環境保全を意識した観光行動について普及啓発を行います。			○

3-3. 移動における脱炭素化

青梅市の二酸化炭素排出量のうち約25%を運輸部門が占めており、そのほとんどは自動車からの排出となっています。このため、公共交通機関の利便性向上や自転車の走行環境の整備を進め、それらの利用促進に努めます。

また、自動車の適切な使用を促すとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない、または排出量が少ない次世代自動車（EVやPHEVなど）の導入や普及促進を図ります。

取組	市民	市	事業者
公共交通機関の積極的利用、普及啓発を行います。	○	○	○
自転車の積極的利用、走行環境の整備、普及啓発を行います。	○	○	○
ノーマイカーデーの実践、周知を行います。	○	○	○
エコドライブの実践、周知を行います。	○	○	○
デマンド交通や自動運転、環境の負荷が低いグリーンスローモビリティ等の新技術を活用した移動手段の多様化について、取組を進めます。		○	
新たな公共交通の導入検討等、鉄道と路線バスのサービス圏外の解消を進めます。		○	
次世代自動車の導入、普及啓発を行います。	○	○	○
レンタル自転車や、レンタル電動バイクなどの導入や普及啓発を行います。	○	○	○

3-4. 地域住民の参加と啓発

事業者や市民団体と市の連携体制の構築を進め、市民と市、事業者と市が協力して、脱炭素化の施策を進めていきます。市民が参加しやすいプロジェクト等を行い、市民参加による脱炭素なまちづくりを推進します。

取組	市民	市	事業者
住民参加型のプロジェクトや環境教育プログラムを開催するとともに住民の参加を推奨し、意識向上に努めます。	○	○	○
事業者や市民団体と連携し、クールビズ・ウォームビズといったライフスタイルの啓発など、脱炭素につながる取組を進めます	○	○	○

●エコドライブ

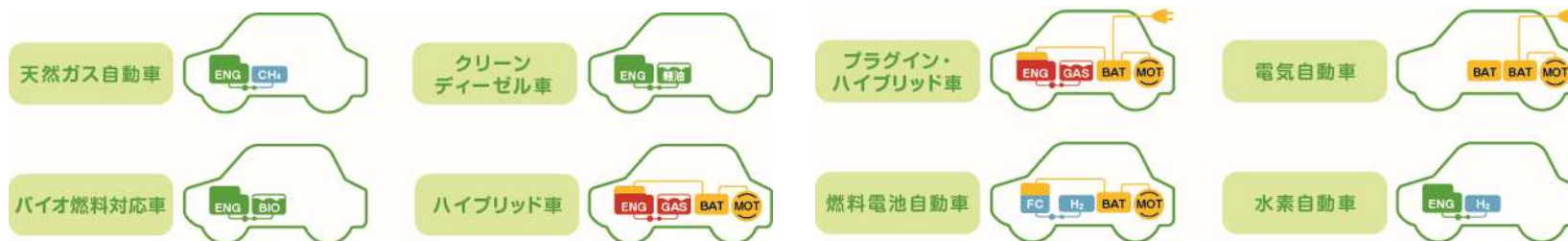
エコドライブとは、ゆっくり加速、ゆとりある車間距離、早めのアクセルオフなどの燃費を意識した運転方法のことで、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、交通事故の減少も期待できます。運転をするときは、環境だけでなくお財布にも優しく、安心・安全なエコドライブを意識してみましょう。



出典：環境省（デコ活WEBサイト）

●次世代自動車

次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車など、従来のエンジン自動車と比較し、走行時に二酸化炭素 (CO₂) や窒素酸化物 (NO_x)、粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、環境性能が優れている自動車のことです。



出典：環境省（デコ活WEBサイト）

方針4 循環型社会の形成

循環型社会とは、製品や資源を繰り返し使用することで、天然資源の消費の抑制や最終的に処分される廃棄物を最小化し、環境負荷が出来る限り低減された社会をいいます。市では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を取り入れ、4Rをはじめとする取組を強化し、循環型社会の形成に向けて、1人1日当たりの燃やすごみ排出量を512.5g、総資源化率40.3%を目指します。

指標	現状値（年度または年）	目標（2034年度）
1人1日当たりの燃やすごみ排出量	556.9g（2022年度）	512.5g ^{※1}
総資源化率	33.3%（2022年度）	40.3% ^{※2}

※1 青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値より計算

※2 青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値

4-1.様々な場面での資源循環

循環型社会実現のため、社会の様々な場面で資源循環の取組を進めます。また、近年注目されている、プラスチックごみ問題や食品ロスの問題についても、プラスチック資源のリサイクルや、食品ロス削減に取り組めます。



出典：環境省HP

取組	市民	市	事業者
4Rをさらに推進します。	○	○	○
省資源・資源循環を意識した生活習慣やその実施方法等の普及啓発を行います。	○	○	○
可燃ごみ焼却施設から発生する焼却灰のエコセメント化を継続します。		○	
バイオマス由来のバイオプラスチック製品の普及啓発を行います。		○	
プラスチックの使用量削減およびプラスチック類の全量リサイクルを推進します。		○	○
食べ残しの削減やフードドライブの実施等食品ロスの削減に向けた取組を行います。	○	○	○

●4Rのポイント

本市では、ごみ減量に重要な「3R(リユース:Reuse,リデュース:Reduce,リサイクル:Recycle)」に、「リフューズ:Refuse」を加えた4Rを推進しています。

4Rのポイントは、1番目はまずごみになる物は断る、2番目はごみを減らす、3番目は物を繰り返し使う、そして最後にどうしても使えなくなったらリサイクルに出すということです。

【Refuse リフューズ・・・ごみになる物は断ろう!】

ごみの元になるものを買わない・もらわないようにすることで、ごみそのものを出さないようにしましょう。

【Reduce リデュース・・・ごみを減らそう!】

ごみを処理するには多くのエネルギーや費用がかかります。ごみにならないような工夫をしてみましょう。

【Reuse リユース・・・再使用しよう!】

「使い捨て」商品なるべく使わずに、再利用できるものや詰め替え可能なものを選びましょう。

【Recycle リサイクル・・・どうしても使えなくなったら再生資源に!】

ごみを再び原材料に戻したり、エネルギーとして有効に活用したりできるように、ごみを正しく分別するよう日常生活でもリサイクルを意識し、きちんとしたごみの分別を心がけましょう。



出典: 青梅市HP

●プラスチック資源循環

プラスチックは適切に処理されずに放置された場合、紫外線の影響により劣化し、5mm以下のマイクロプラスチックとなります。近年、マイクロプラスチックによる土壌汚染や海洋汚染が問題となっており、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まっています。

こうした背景から、政府は2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、さらに2022(令和4)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進することが定められました。

●食品ロス

「食品ロス」とは、食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、食べ切れずに廃棄された「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」があります。食品ロスを削減するには、買い物時に「買いすぎない」、料理を作る際「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことが重要です。

本市では、未開封の食品を必要な人に渡す取組(フードドライブ)の受付を行っています。対象となる食品には、未開封で賞味期限が1ヶ月以上あるものなどの条件がありますが、食品ロスの削減のためご協力をお願いします。

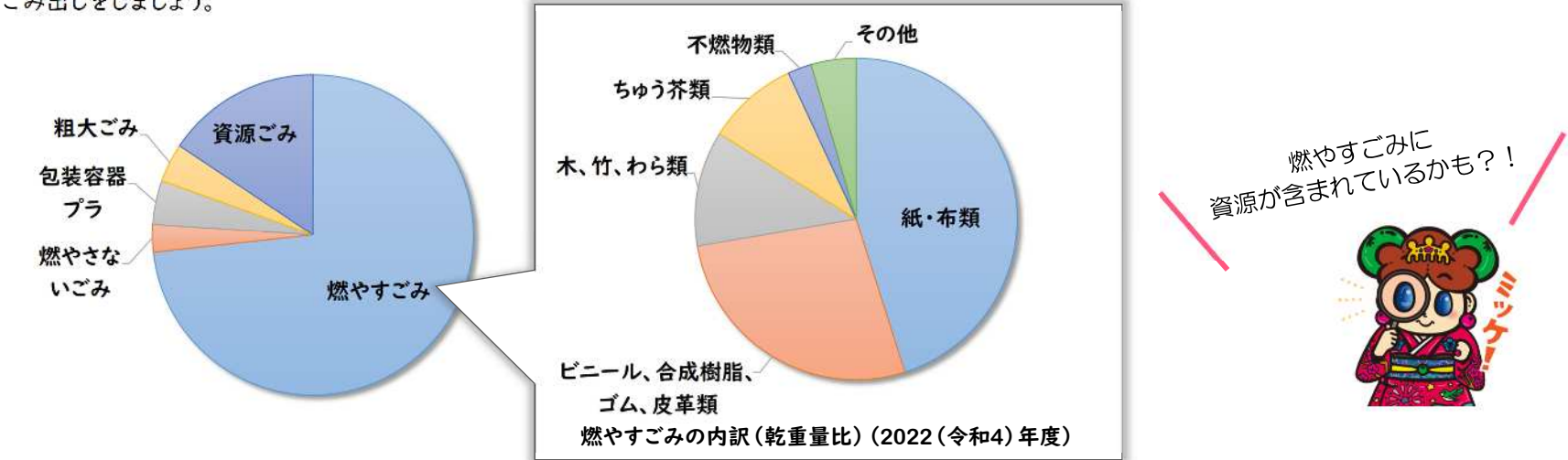
4-2.適正な廃棄物処理の徹底

廃棄物を適正に処理し、リユース、リサイクルに取り込むことにより、社会全体のごみの排出量の低減につながります。また、ごみの不法投棄は、景観の悪化、野生動物への影響、土壌汚染、悪臭など、様々な環境問題につながるため、適正な処理の徹底を進めます。

取組	市民	市	事業者
資源物の分別の徹底を図り、資源の適正処理とごみの減量を推進し、廃棄物処理に係る温室効果ガスの発生を抑制します。	○	○	○

●資源物の分別を徹底しましょう

プラスチックや資源ごみなどは、正しく分別しなければリサイクルすることができません。「混ぜればごみ、分ければ資源」といいますが、最終処分されるごみの量を減らすためには、一人一人がきちんと分別を行うことが大切です。分別を全くしない場合、すべてのごみを燃やすことになり、処理場の負担や、焼却残渣の処理が問題になります。一方で、燃やすごみの中には、紙類やビニール類等、資源として回収できるものも含まれています。「資源物・ごみ収集カレンダー」に書かれているごみの出しかたを守って、ごみ出しをしましょう。



分別をしている場合(重量比) (2022(令和4)年度)

※燃やすごみの内訳は、環境省廃棄物処理技術情報の一般廃棄物処理実態調査結果より、西多摩衛生組合環境センターにおけるごみ組成分析結果(乾ベース)の結果をもとに作成。

方針5 森林整備等による吸収源対策の推進

森林には、生物多様性保全、土砂災害防止、水源涵養、保健休養の場の提供などの機能に加え、二酸化炭素の吸収やバイオマスの生産といった機能があります。

また、都市公園のようなまちなかのみどりにも二酸化炭素吸収源としての機能が期待されており、本市において、吸収源対策はカーボンニュートラルの実現に向け重要な取組の1つとなっています。二酸化炭素吸収源の確保のため、適正な森林管理やまちなかのみどりの保全・活用を行い、市内の森林面積、みどり率の現状維持を目指します。

指標	現状値（年度または年）	目標（2034年度）
市内の森林面積	6,462ha（2022年）	6,462ha維持
市全域のみどり率	79.6%（2023年）	79.6%維持

5-1. 森林の保全や適正管理による吸収源の保全、適正な利用の推進

森林は、生長段階において大気中の二酸化炭素を取り込み、炭素として固定します。この森林による二酸化炭素の取り込みが安定して機能するよう、森林の適正な管理を進めます。また、森林環境譲与税を活用した取組や、森林整備により見込まれる二酸化炭素吸収量の取引（J-クレジット制度の活用）も検討していきます。

取組	市民	市	事業者
「青梅市森林整備計画」にもとづく、適正な森林整備を進めます。		○	
森林ボランティアや企業等と連携した森林保全活動への参加や支援を行います。	○	○	○
森林環境教育等を通じて森林の有する公益的な機能に関する普及啓発を推進します。		○	○
多摩の森林再生事業等、都と連携した森林整備を行います。		○	○
森林環境譲与税を活用し、森林整備に関する施策、多摩産材の利用促進、森林整備の担い手の育成や確保等を行います。		○	
J-クレジット制度（カーボンオフセット）の活用を検討します。		○	

●森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てるとされています。

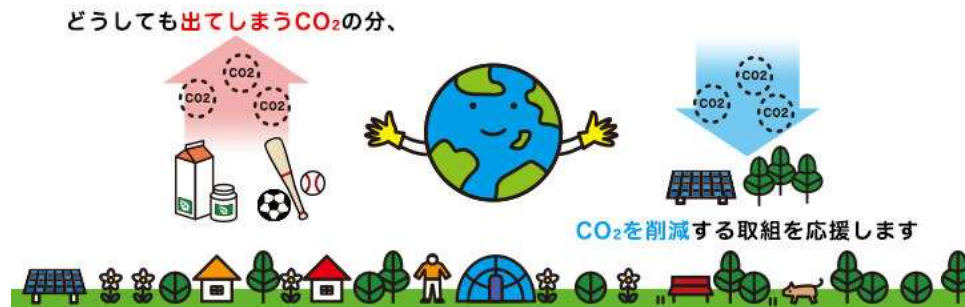


出典：総務省

●カーボンオフセット、J-クレジット制度

排出量削減の取組をしても発生してしまう二酸化炭素等の温室効果ガスを、森林による吸収や省エネルギー設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組をカーボンオフセットといいます。

また、J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット」として国が認証するカーボンオフセットの制度で、国により運営されています。クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。



出典：J-クレジットHP

5-2. まちなかの緑化による吸収源の確保

まちなかのみどりは、景観の向上、環境の保全に加え、二酸化炭素の吸収源（緩和策）にもなります。さらに、木陰はわたしたちを直射日光から守り、またヒートアイランド現象を緩和します。

このように、地球温暖化対策、気候変動適応策など、様々な効果が見込めることから、緑地の保全やまちなかの緑化を進めます。

また、屋上緑化やみどりのカーテンなど、個人や事業所で可能な取組について、講習会などを開催するなど、まちなかの緑化を支援・推進します。

取組	市民	市	事業者
「青梅市みどりの基本計画」にもとづく、緑地の保全および緑化を推進します。		○	
緑化の推進の意義を学び、啓発します。	○	○	○
緑化に関する制度の普及啓発を行います。		○	
道路や都市公園等の各種公共施設の樹木を適正に管理し、まちなかのみどりを維持していきます。		○	
屋上緑化、壁面緑化、みどりのカーテン、生垣など身近な緑化についての取組を支援・推進していきます。	○	○	○
多摩川沿いの崖線樹林を適正に管理し、温室効果ガス吸収源を確保するとともに、景観の形成、憩いの場の形成、雨水の保水・浸透などにも貢献します。		○	

●みどりのカーテンの効果

みどりのカーテンとは、ゴーヤやアサガオ等のつる性植物を育ててネット一面にはわせてできる植物のカーテンです。エアコンに頼りすぎず、気持ちよく夏を過ごす工夫の1つとして、みどりのカーテンを取り入れてみましょう。

●みどりのカーテンの効果

- 日射しを遮断、または和らげ、室内の温度上昇を抑える
- 建物の壁や周辺の地面等も日陰にすることで、周辺の温度上昇を抑える
- クーラーの使用時間が減ることで、節電・省エネにつながる
- 植物の二酸化炭素吸収・固定作用等により地球温暖化対策に有効
- 植物を見ることで精神的な疲労や緊張感が緩和される
- 自然とのふれあいの中でしか感じることができない充実感を味わえる



出典：青梅市HP

第5章 気候変動適応策

1. 気候変動適応策とは

気候変動適応策とは、気候変動による影響に対し、被害の回避や低減のために備える取組をいいます。さらには、気候変動による影響を有効に活用することも含みます。

2. 影響に対する適応策

本市の気候変動適応策について、国の気候変動影響評価報告書を参考に、本市への影響を考察し、影響が考えられる項目についての適応策を以下に示します。

分野	大項目	考えられる影響	適応策	市民	市	事業者
1 農業・林業・水産業	農業	南方系の害虫・雑草の侵入	害虫、雑草の侵入に対する対策の周知		○	
		強雨の増加による農業への影響	農業基盤の整備		○	
	林業	病虫害被害の変化	病虫害に対する情報提供、対応策の周知		○	
2 水環境・水資源	水環境	河川等の水質の変化	継続的な水質調査、影響確認時の原因究明		○	
	水資源	水需要時期の変化・需給バランスの変化	水需要の現状把握、公表		○	
3 自然生態系	陸域生態系・その他	動植物の分布変化	指標種の設定と、定期的な調査の実施および結果の公表		○	
		希少動植物の生息・生育数の変化				
	淡水生態系	外来種の生息・生育数の増加による、在来種に対する影響 水温の上昇による水生生物の分布の変化	指標種の設定と、定期的な調査の実施および結果の公表		○	
4 自然災害・沿岸域	河川・山地・その他	台風の大化や局所集中豪雨の増加による河川氾濫リスクや土石流・地滑りリスクの増加	ハザードマップおよび災害発生時の避難経路、行動指針の把握および周知	○	○	○
5 健康	暑熱	熱中症の増加、重篤化	熱中症の危険性や応急処置の把握および周知 気温や湿度、天気予報などをふまえた熱中症注意情報の発信など、状況に応じた注意喚起	○	○	○
			涼み処の設置、利用	○	○	○
	感染症	蚊やダニが媒介する感染症の増加	発生確認時の速やかな駆除、駆除体制の構築 感染時もしくは感染が疑われるときに取るべき行動を把握、周知	○	○	○
	その他	光化学オキシダント濃度の上昇による健康リスクの増加	光化学オキシダントによる健康へのリスクと対処方法について学習・周知	○	○	○
6 産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需要の変化	エネルギー需給のひっ迫時や供給過多時のデマンドレスポンスへの協力	○	○	○
7 国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	停電の発生	太陽光発電や蓄電池による代替電源の確保、マイクログリッド構築の検討		○	○
		公共交通機関の運休	適切な情報把握と情報発信による、事前移動の徹底 空調の適切な使用	○	○	○
	その他	熱ストレス、睡眠障害の発生	気候に合わせた服装で過ごす「サステナ×Blueスタイル」の推進		○	○

●熱中症の予防と応急処置

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温の調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されるばかりか、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症を引き起こす3つの要因

要因 その1

環境

- ・気温や湿度が高い ・風が弱い ・急に暑くなった
- ・日差しが強い ・締め切った室内 ・エアコンのない部屋

夏の室温 28℃は目安です。外気温や湿度、体調等を考慮しながら調整してください。温度計がお勧めです。



要因 その2

からだ

高齢者

- ・体内の水分が不足しがち。
- 体内の水分量は高齢者50%、成人60%、小児75%。
- 体内の老廃物を排泄する際に、たくさん水分が必要。
- ・暑さに対する感覚機能(のどの渇きなど)が低下。
- ・暑さに対する体の調節機能が低下。



子ども

- ・体温調節機能が未発達。特に汗をかく機能が未熟。
- ・体重に比べ体表面積が広いので、気温等の影響を受けやすい。
- ・身長が低いので、照り返しの影響を受けやすい。

糖尿病、肥満、体調不良者など

状態により、体温調節機能の低下や、皮下脂肪が体内の熱を逃がしにくい、脱水症などになります。

要因 その3

行動

- ・激しい筋肉運動や、慣れない運動
- ・長時間の屋外作業
- ・水分摂取できない状況



熱中症を予防するために ちょっと気を付けてみよう！

水分・塩分補給(1日、2ℓを目安に)

- ・水分補給は「のどが渇く前、こまめに摂る」が理想的！
- ・大汗をかけたときは、塩分と糖分を摂りましょう。
- ・運動や入浴する前後、就寝・起床時に水分補給をしましょう。



室内の過ごし方

- ・エアコンや扇風機、カーテンを上手に利用しましょう。
- ・室温や湿度が高いときは、特に注意をしましょう。

暑さ・直射日光を避けましょう

- ・涼しい服装や日傘、帽子で工夫しましょう。
- ・外出する際は時間帯に注意し、日陰を利用しましょう。



暑さに備えた体力づくり

- ・バランスのよい食事を摂りましょう。
- ・食事で水分も塩分も補給でき、暑さに強い体になります。

体調管理

- ・徐々に体を暑さに慣らし、無理のない範囲で体を動かしましょう。
- ・寝不足など体調の悪いときは、無理をせず休みましょう。
- ・「体調がおかしい」と感じたら、誰かに相談しましょう。

青梅市の「暑さ指数」が検索できます！

熱中症の予防や、生活や運動をする際にお役立てください。
環境省熱中症予防情報サイト⇒



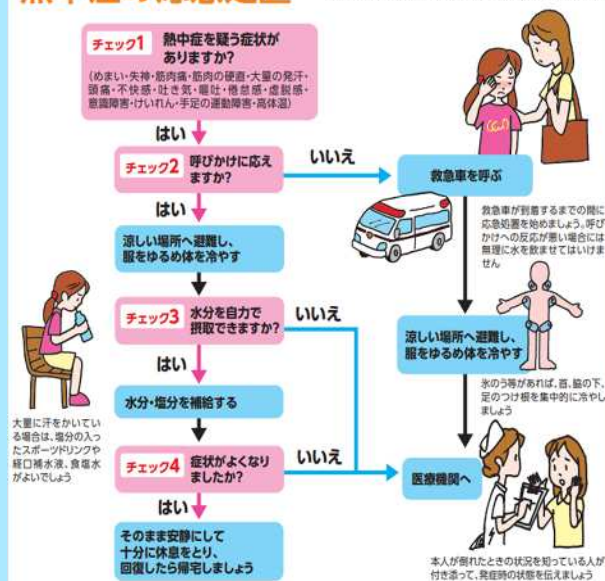
「涼み処」はじめました

のほり旗「涼み処」が目印です。
青梅市では暑さをしのぐ、ひとときの「涼み処」として、9月末ごろまで
各市民センターなどを開放しています。
詳細はホームページをご覧ください



熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。
落ち着いて、状況を確かめて対応しましょう。最初の措置が肝心です。



参考：環境省「熱中症予防情報サイト」

出典：青梅市健康センター

●光化学オキシダントによる健康へのリスクと対処方法

自動車や工場などから排出された窒素酸化物(NO_x)や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素(HC)などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応により、光化学オキシダント(O_x)という新たな物質に変化します。光化学オキシダント(O_x)が濃くなると、白いモヤがかかったようになり、この現象を光化学スモッグといいます。光化学スモッグは、特に6~8月頃の、風が弱くて気温が高い晴れた日に発生しやすくなり、目がチカチカする、のどが痛いといった症状が出る場合があります。

【光化学スモッグ注意報が出たときは】

- ・屋外にいる場合はすぐに屋内に入り、水道水で洗眼やうがいをして、屋内で安静にしましょう。
- ・症状は目や呼吸器系が中心で一過性のものがほとんどですが、しばらくしても症状が治らない場合や症状が重い場合は、必ず医師の診断を受けましょう。

【光化学スモッグが発生しやすい日】



出典:独立行政法人環境再生保全気候HP

●風水害時の行動、ハザードマップおよび災害発生時の避難経路の確認

山間部の多い本市では、特に土砂災害に警戒する必要があります。地震と異なり、台風接近や長雨が続くなど、ある程度事前に災害発生の予測をすることもできることから、早めの避難行動をとることにより被害を最小限にすることができます。

風水害のうち大雨や台風などは、土砂災害警戒区域あるいは浸水予想区域、多摩川浸水想定区域に住宅がある方が避難行動の対象となります。まずは防災マップやハザードマップで自宅がそれらの区域内にあるかどうかを確認してください。

なお、自宅が土砂災害警戒区域や浸水予想区域、多摩川浸水想定区域に入っていないくても、斜面に面している場所等は注意が必要です。

～ 全国で大雨による災害が多発しています ～

警戒レベル4

避難指示で必ず避難

※避難勧告は廃止されました※

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確信したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1「警戒レベル5 緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません。
 ※2「避難指示」は、これまでの「避難勧告」のタイミングで発令されます。
 ※3「警戒レベル3 高齢者等避難」は、高齢者等以外の人も避難の準備をし、自主的に避難を開始してください。

◎ 非常持ち出し品を用意しましょう

主な品目	必要に応じて
食料・水 マスク 消毒液 貴重品	現金・預金 貴重品 ペット用品
その他にも・・・ ウェットティッシュ・体温計・充電器 (電池)・携帯電話・衛生用品・毛布・ ラジオ・防寒着・タオル・スリッパ 等	その他にも・・・ オムツ・介護用品・アレルギー食 療食品・生活用品・寝具・炊事 器具等

避難行動を事前に確認してください

自宅が安全かどうかを確認しましょう

START ハザードマップで自宅を確認

○「青州市民防災ハンドブックP26～P39」を確認してください。
 ○便利な「電子版 青州市防災マップ」もご利用ください。

自宅は、土砂災害警戒区域や
浸水予想区域内でしたか？

「在宅避難」
 ・自宅が安全かどうかを確認してください。
 ・近所と比べて高い土地や「がけ」の近くにお住まいの方等危険を感じたらすぐに避難してください。

事前に避難先を決めておきましょう。

避難に時間がかかる方は
いますか？

危険を感じたら
早めに避難

**警戒レベル3
「高齢者等避難」発令**
で、避難を開始しましょう。

**警戒レベル4
「避難指示」発令**
で、必ず避難してください。

事前に決めておいた避難先へ避難

安全な親戚や
知人宅に避難

市や地域の
避難場所

安全な場所での
「車中避難」

危険な場所からすぐに
「垂直避難」

◆問合せ先：青州市市民安全部防災課 TEL 0428-22-1111(内線2504)



青州市土砂災害ハザードマップ・
多摩川洪水ハザードマップ

出典：青州市

●デマンドレスポンス（需要応答）

電力需給のひっ迫時あるいは電力余剰時に、需要者側が需要減または需要増となるように対応することを、デマンドレスポンス（DR）、あるいはディマンドリスポンスと言います。

これまでは、発電所が電力需要に合わせて供給量を調整していましたが、近年は太陽光発電や風力発電等、自然エネルギーを利用した発電が増加したため、供給側での供給量の調整が難しくなっています。このため、需要者側での需要量の調整が必要になりました。

なお、デマンドレスポンスは、需要を減らす（抑制する）「下げDR」と、需要を増やす（創出する）「上げDR」の二つに区分されます。需要が大きく、供給が少ないときは節電や蓄電池からの給電により「下げDR」を、供給余剰時は蓄電池やEVへの充電により「上げDR」を行います。

上げ DR

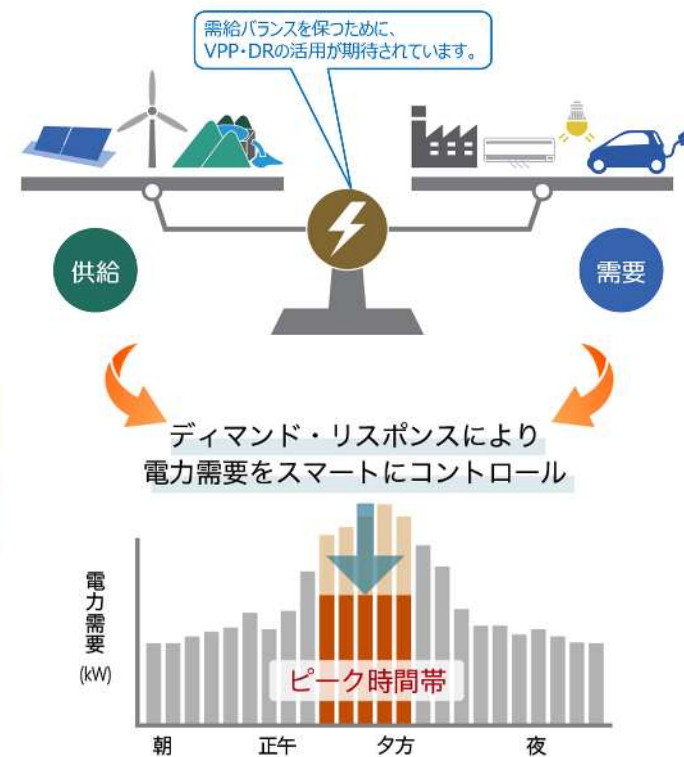
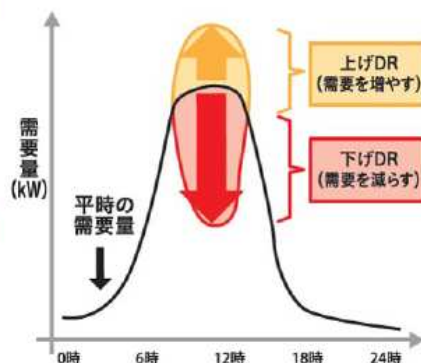
DR 発動により電気の需要量を増やします。

例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

下げ DR

DR 発動により電気の需要量を減らします。

例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



出典：資源エネルギー庁HP

●家庭でできる気候変動適応策

地球温暖化による気候変動の影響に対処するための家庭でできる適応策には、次のようなものがあります。未来のために、できることから始めてみましょう。

- 気温が高くなる日は、日傘を使用したり、飲み水を用意したりするなど、熱中症対策を行う。
- 病気を媒介する虫に刺されないように、虫よけスプレー等を使用する。
- 打ち水やグリーンカーテンの設置を行い、気温の上昇に対応する。
- 災害時の非常用備品や食糧を備えておく。
- 家や学校、職場の防災ハザードマップを確認し、身の回りの危険性や、避難所の位置、避難経路を把握する。

第6章 計画推進のしくみ

1. 計画の推進・進管理組織

計画を実効性のあるものとしていくため、計画の進管理は、PDCAサイクルを用いて、[PLAN・計画]→[DO・実行]→[CHECK・点検]→[ACTION・改善]という流れで行います。このPDCAサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画本体の見直しを行います。

【環境審議会】

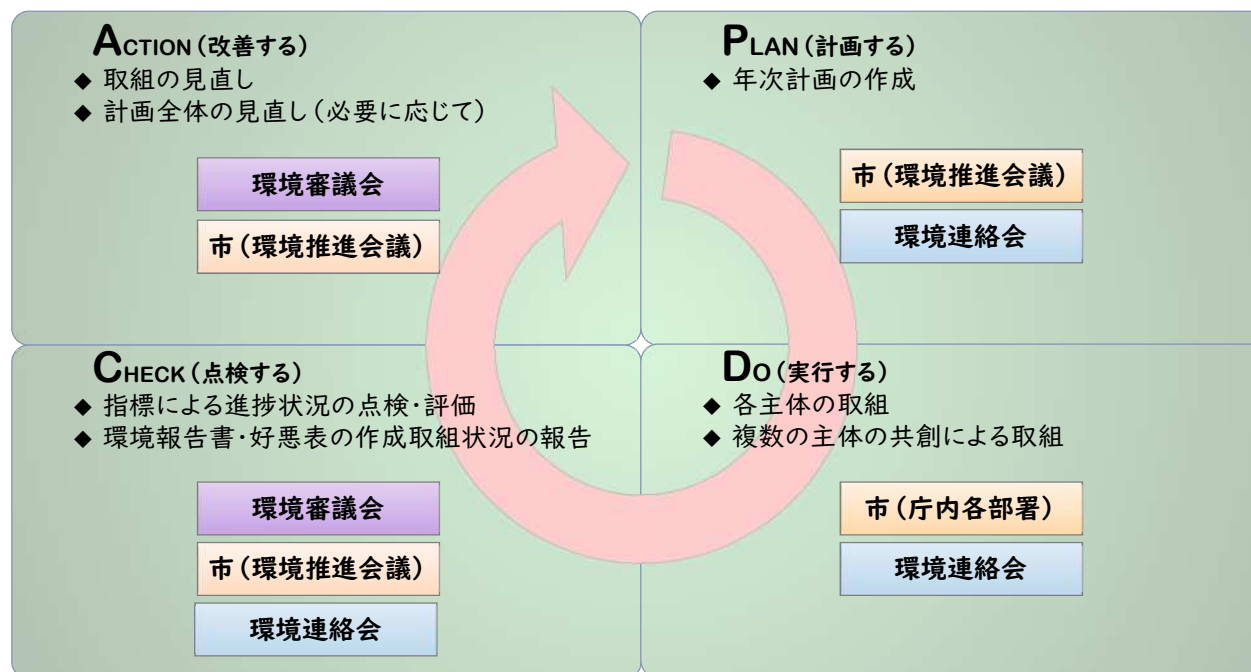
市長からの諮問に対し調査審議の後、答申する。
市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議する。

【環境推進会議】

庁内各部署からなる組織で、市の環境の保全等に関する施策について検討し、推進する。本計画の進管理、全体の環境マネジメントを行う。

【環境連絡会】

おうめ環境市民会議、市民団体、事業者と市の運営組織として、基本計画および取組内容の実施主体相互の共通理解と連絡調整を図る。
共創事業を調整・推進する。



2. 環境指標および目標

本計画の点検・評価(CHECK)は「指標の目標に対する進捗状況」により行います。指標は全体の指標を市域の二酸化炭素削減目標とし、また方針ごとに設定している目標達成に向け、各主体がそれぞれにまたは協働して取り組みます。

また、各指標の値と目標値から計画の進捗状況进行评估します。取組を進めても環境目標が達成に向かっていない場合は、取組を見直します。

指標および目標一覧

区分	指標	現状値(年度または年)	目標(年度) ※年度の記載がない場合は2034年度
全体	市域の二酸化炭素排出量の2013(平成25)年度比削減量(%) (千t-CO ₂)	24.1%(148.6千t-CO ₂)削減(2021年度)	46%(283.1千t-CO ₂)削減 プラス さらなる高み(削減量の+α)を目指す(2030年度) 56.5%(347.7千t-CO ₂)削減(2034年度) ^{※1}
方針1	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量 (kWh/人・月)	367 kWh/人・月(2022年度)	278 kWh/人・月 以下
方針2	市域の再生可能エネルギーの導入量 ^{※2} (MWh)	24,329 MWh(2022年度)	49,337 MWh(2030年度) 130,501 MWh(2034年度) ^{※3}
方針3	骨格的なバス路線の利用者指数 ^{※4}	83 (2021年)	88
	主に自家用車を利用して通勤・通学している人の割合 ^{※5}	43.4% (2023年)	40.0% 以下
方針4	1人1日当たりの燃やすごみ排出量	556.9g(2022年度)	512.5g 以下
	総資源化率	33.3%(2022年度)	40.3%
方針5	市内の森林面積 (ha)	6,462ha(2022年)	6,462ha維持
	市全域のみどり率	79.6%(2023年)	79.6%維持

※1 2034年度の目標値は「2050年カーボンニュートラル」を満たす二酸化炭素削減量からバックキャストにより計算

※2 「自治体排出量カルテ」における公表値

※3 2034年度の目標値は「2050年カーボンニュートラル」を満たす再生可能エネルギー導入量からバックキャストにより計算

※4 青梅市地域公共交通計画における指標で、骨格的なバス路線のうち梅74、梅76、河10、河11の4系統について、令和元年度の利用者数の合計を100とした場合の利用者数の指数

※5 通勤・通学時に自家用車・自動二輪車の移動距離が最も長い人の割合(アンケート調査より)